

平成24年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年9月13日 午前10時00分			副議長 田 口 好 秋	
	延会	平成24年9月13日 午後4時23分			副議長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	欠

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	徳永 賢治
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	西田 茂
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	松尾 保幸	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	池田 英信
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	山口 健一郎
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	三根 清和	茶業振興課長	
	総務課長	永江 邦弘	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長		水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

平成24年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年9月13日（木）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例について
 - 議案第45号 嬉野市合併振興基金条例について
 - 議案第46号 嬉野市景観条例について
 - 議案第47号 嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例について
 - 議案第48号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第49号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
 - 議案第50号 建設工事請負契約の締結について
 - 議案第51号 建設工事請負変更契約の締結について
 - 議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第53号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第64号 建設工事請負変更契約の締結について
 - 議案第65号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）

午前10時 開議

○副議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。

きょうから議案質疑でございますが、質問者、答弁者とも明瞭簡潔にお願いしたいと思います。

本日は議長が欠席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

今議会での議案質疑につきましては、通告制です。質疑につきましては、すべて明瞭にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならない。また、自己の意見を述べることができない。質疑は同一議題について3回を超えることができない旨、議会会議規則第54条に規定していますので、御注意ください。

それでは、議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例についての質疑を行います。

す。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

私は、今回通告では空き家条例に関しましては8条から11条を一まとめ、そして13条を別な形で出していますけれども、8条から11条に関しては、基本的にはここの通しで質問したいんですけれども、答弁によっては条項等の質問ということでさせていただく部分も出てくるかもしれませんけど、とりあえず通して質問させていただきます。

まず、この空き家条例に関しては、現在までにそういった助言というのがありますけれども、第8条のところにも助言がありますけれども、現在までにそういう指導した経緯があるのか、この点についてお伺いいたします。

それと、危険な状態の判断基準というのが2条2項のところにありますけれども、これを判断するのは、どういった専門家が判断をするのか、その点についてお伺いいたします。

続きまして、判断した後には今度勧告、その後助成という形になると思いますけれども、勧告して、今度まず、指導をして勧告すると。勧告してもできない場合は、次の段階に移るわけですが、この中で助成というのがあります。別に規定がありまして、規則第6条に50万円を限度に2分の1の助成をするとありますけれども、この規則第6条にある1項(1)の基準の中に、別に定める額というのがございます。この別に定める額というのがどういったものなのか、この点について質問をいたします。

最後に、この別に定める金額の中で——あっ、そこまで結構です。この点について質問いたします。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

おはようございます。

それでは、ただいま梶原睦也議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、これまで助言についてした経緯があるかというふうなことでございますけれども、私が存じておる限りでは、この助言までした経緯はないというふうに思っております。

次に、判断基準の件でございますけれども、判断基準は誰がやるのかということでございますけれども、本条例の中ではある一定の判断を決めておりますけれども、その基準については、私ども庁舎内に今検討委員会をつくりまして、これを後でまた今後要綱を作成いたしますけれども、その判定委員会の中で決定をしていきたいというふうに今のところ考えております。

次に、助成の問題でございますけれども、助成のいわゆる基準といえますか、そういった額についてはどうかというふうなことでございますけれども、今、この基準については公営住宅法に

あります嬉野市の市営住宅入居基準というのがございまして、それが今、額にして15万8,000円という額でございまして、その基準をもとにそれ以上であれば助成はできないというふうなところで今決めておるところでございまして。

そういうこととございまして、以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

先ほどの15万円以上、ちょっと待ってくださいね。ちょっと暫時休憩いいですか。

○副議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時6分 休憩

午前10時7分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、今の流れでいきますと、まずそういった建物が危険な箇所があったと、危険な空き家があったと。そこで助言をして、指導をして助言をして、それから勧告をするという流れになりますけれども、例えば、それを改善する費用がない方に関しては先ほど言いました50万円以下の2分の1の助成をするということとありますけれども、その解体費用を捻出できない方に関しては、次の対応に進んでいくということなのか、その助成をするところの意味合いというか、要するに勧告してもうお金がありませんよということでそれを助成するのか、そこの考え方なんですけれども、その点についてはどのように考えられるのか、お伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

まず助成の考え方なんです、この助成の考え方としては原則、所有者が資力不足という部分について助成をするということとございまして、要件を満たさない方については当然助成ができないということになります。空き家の危険な状態にある、またはその危険な空き家を自己資金により除去してほしいということを最終的には申し上げなければならないというふうに思っております。

そういうことで、助成については一定の限度額を決めておりますので、その限度額を超え

ていれば、どうしてもやっぱり自主的に撤去をしていただくということしか方法はないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。一連の流れでちょっと確認したかったんですけども、そしたら、今度それを費用が捻出できないということで、次の強制執行みたいな形になってくると思うんですけど、その手前の段階で寄附という項目があるんですよね。結局、その考え方として、解体するように指導してもできないと、悪意がある部分は別でしょうけれども、そういう資力がない人にとってそこを解体する費用もないということになったときに、助成をお願いしますと。その助成してもらった、極端に言えば助成してもらっても、まだほかに、50万円までですから、例えば300万円とかかかれば足りないわけですよ、全く。その費用もない方は、そしたら強制執行か、市に寄附するという、そういう考え方でこの寄附という項目があるのか。それと、この寄附に関しては一定の広さがあって、その中に対象の解体しなければいけない空き家があったと。この寄附に関しては、空き家のある部分だけを寄附するということが可能なのか、そこら辺についての基準みたいなものきちっとつくってあるのか、この点についてお伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

寄附の考え方なんですけれども、まず、基本的に寄附はこちらから寄附を促すというものではなくて、相手側から寄附をすると言われたときに受けるわけなんですけれども、それも規則の別表に一応掲げておりますように、一定の要件を持っております。その要件をクリアしないとやっぱり寄附を受けることができないということになりますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

それと、資力不足と言いましても、一定の基準を10万8,000円という額があって、それ以上の額があれば当然、そういうふうな除去に対しての対応は可能だというふうな考えをしておりますので、やはり自主的に撤去をしていただくということで進めていかなければならぬだろうと思っております。

それと、対象として家屋だけかということでございますけれども、空き家自体じゃなくてそこに付随しています土地まで含めて寄附をお願いをする形になろうかというふうに思います。空き家だけもらいましても、後の使う用途が特にありません。ただ、それは行政で除去

してくれというふうなことだけになりますので、それでは行政としても困りますので、そういうことはしないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、この空き家——すみません、また戻って申しわけないですが、空き家の考え方として、敷地内の離れたところに、敷地内というか、住まいがあつて、離れたところに危険な対象物があったとした場合に、それも空き家というふうにみなされるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

先ほど自分の敷地内の離れたところに建物が建っていたとき、それも空き家とみなすのかというふうなことでございますが、今おっしゃられた中に、小屋というふうな表現が出てきましたけれども、その小屋は対象といたしておりません。あくまでも住家として、住まい屋としておられたとき、そういう用途に使われたものを空き家という定義づけをいたしております。（345ページで訂正）

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

○副議長（田口好秋君）

何条についてということで、条文ごとの。

○8番（梶原睦也君）

すみません。これで13条に移ります。

○副議長（田口好秋君）

わかりました。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、13条のほうに移ります。

この13条の規定は、今度は要するに強制執行の手前の段階だと思いますけれども、条例施行規則9条に、条例第13条の公表については、当該空き家等の敷地に看板等の設置をしますとありますけれども、これを認める根拠法というのは何なのか。要するに人の土地に勝手に看板を立てるといってございまして、この上位法のところがあると思うんですけども、根拠法は何なのか、お伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

今、御指摘のとおりでございまして、この看板を敷地内に無断で立てるということを認める根拠法はございません。この根拠法がないだけに、空き家に、敷地内にどうしても看板等を設置するということになれば、やはり本人の許可を必要としますので、本人の承諾をいただかなければならないということになります。ただ、こういうふうな時代になって許可が得られないというケースがかなり出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、一応、そういうふうなことも想定しながら、今回資料としてお示しをいたしております一部規約を改めまして、その看板という表現は削除いたしまして、嬉野市広告式規則に基づく掲示場への掲示をもって公表するというように改めたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、もう看板等は立てるといってはないということを確認してよろしいんでしょうか。あと、そういう告示、公示、そこら辺に関してはやるということに理解してよろしいでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

規則を一部改めてという中には、やはり看板という表現が入ってございましたので、その看板は今回立てないということに御確認をいただければと思います。それと、掲示のことでございまして、嬉野市の広告式規則というのがございまして、そこの中の掲示場への掲

示というのが決められておりますので、そういった形で公表していきたいというふうに考えます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口政人議員。

○5番（山口政人君）

先ほどの梶原議員の質問である程度はわかりましたけど、この条例を策定されるに当たって、私有権を規制するものですから、あらゆる角度から検討されたというふうに思います。

そこでまず、この条例の全般的なことについて何点かお尋ねをしたいと思います。

まず第1点が、いわゆる現行法制度での対応の可能性について検討されたかということです。というのは、いわゆる建築基準法に措置されない場合は代執行することができるということになっております。そしてまた道路法にも危険、損害防止の措置命令があります。そういったことも含めて検討されたのかどうか。それから、この中に罰則規定がないんですよね。罰則規定は必要じゃなかったか。それと、現在住宅用地の特例、固定資産税の軽減なんですけど、これがあると思います。解体をして更地にした場合にはこの軽減がなくなるというふうに思うわけですよ。そこら辺は検討されたのか。まず、この3点をお尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

実は、この条例は制定をしようとして準備をしているときに8市町がそろって連携で制定するというふうな方向に転換がなされたものですから、とりあえずスケジュール的な余裕が余りなかったということも含めて、個別には他の法律関係の検討はいたしておりません。ただ、私個人的には法令関係での可能性については認識をしておりました。そういうことです。

それと、今回この条例の目的そのものが空き家の適正管理を義務づけたものでございまして、手段として最終的には解体、除去をお願いするというものでございます。現行制度にもさっきおっしゃられたように建築基準法、道路法、民法、消防法、景観法、密集市街地における防災街区の警備の促進に関する法律など、これらも除去までの処理を含む個別の対応をするというパターンの法律がございまして。ところが、この法律はあくまでも根拠として示してはございますけれども、早急な対応となる実効性に非常に乏しい部分があるということでございまして、現行法制度自体に可能性はあったとしても、市なりにその目的と手続の関係などをきちんと条例で定めておくということで、その取り組み方を明らかにしておく必要があるということで今回の条例制定になったというふうなことです。

次に、罰則規定の問題でございますけれども、今回8市町そろって「行政代執行」という条項を盛り込んでおりますけれども、この罰則規定は今回設けておりません。それは、命令から公表、あるいは代執行とかなり厳しい内容で実行される、施行されるということで、そういうふうな条例となりますので、あえて罰則は規定をしなかったということでございます。

次に、固定資産税の減免の件でございますけれども、当然、今回解体をしますと、更地になって固定資産税が今まで家屋の軽減があった分が6倍（345ページで訂正）ぐらいにはね上がります。ただ、この条例の目的としましては、危険な状態を取り除くというのがあくまでも原則でございますので、やはりそういった観点から考えても、そういう解いたからといって減免をする根拠が何もないわけですね。ですから減免措置は現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

大体わかりました。

それでは、この条例そのものが空き家が危険な状態であるときのみの市の助言、勧告というふうになっておりますが、この空き家を有効活用する取り組みに対する支援というものの規定はできなかったのかというようなこと。それから、先ほどの梶原議員の中でもありましたが、危険度の判定、それから緊急対応の必要性について審議する審議会設置を設けたらどうかというふうに思ったものですから。というのは、これは代執行する場合も必要じゃないかなというふうに思っております。

それから、空き家を解体して更地になった場合、数年後は草ぼうぼうと、それから不法投棄の場所になるというようなことも考えられますので、そのときはどうするのかというようなこともありますので、この3点をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

そしたら、お答えいたします。

まず、審議会の問題でございますけれども、実はこの条例の8市町の中に武雄市が審議会を設置いたしております。私ども嬉野市としましては、その審議会にかわる判定委員会というものを設置しようかというふうな考えがございまして、この判定委員会は庁舎内で副市長を中心に11名ぐらいの構成、そこの中には当然、建築士といいますか、1級建築士も含めたところの判定委員をつくって、そこの中でいろんな協議をしていこうというふうな考えを持っております。これはまた要綱あたりも制定をすると、今後ですね、というふうに考えてお

ります。

それと、解体後の荒れ地の問題ですけれども、所有者によって除去いただいた土地が荒廃したときは、あくまでも所有者の責任において整備をお願いするというふうなことになるかと思いますが、市内見てみましても、結構荒れ地の中の草ぼうぼうが目立つ、夏場特に目立っております。この対応については消防法の規定もございますけれども、杵藤地区広域圏の火災予防条例とか、嬉野市の環境美化条例などもございまして、そういったところで自主的に清掃活動を行うなど常に清潔を保つような指導、勧告を進めていきたいというふうに考えております。

それと一番最初にありました空き家の有効活用でございますけれども、これは、本年空き家の有効活用について、空き家バンクという制度がつくられております。この空き家バンクの創設とともに、不動産会社のほうとも連携をとりながら、そして住居としての活用を推進していけたらなというふうに考えているところで。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

3回目で終わります。

この条例そのものが法律に委任をされた条例なのかということをお尋ねしたいと思います。というのは、やはり代執行というのがありますので、この法律に委任された条例じゃないと代執行はできないというふうに私は思っておりますので、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

この法律の委任ということでございますけれども、現行法の中では空き家等の適正管理に関する法律というのはいないわけです。ですから、そういった意味で委任に基づく条例ではなくて自主条例として制定を今回したものでございます。そういうふうな意味もあって、各自治体が独自で条例を制定している現状というふうに御確認をいただければと思っております。

また、条項に規定した代執行というのは、個別的な委任による法律に限らず、地方自治法の規定がございまして、その第14条の中にもございますけれども、一般的に委任されていることでよいとされておまして、個別的な法律の委任のない条例に基づく業務も代執行はできるというふうにごうたわっております。こういったものをもとに今回制定をいたしておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

それでは、第6条に入らせていただきます。

この第6条に「所有者等を特定するために必要な情報を関係部署に照会することができる。」ということになっておりますが、やはりこの所有者を特定するためには、登記とか住民基本台帳で、それでもやはり所有者が判明しないときには課税の情報とか、それから水道の給水契約者とか、そういった活用が考えられると思うわけですよね。そういったことが考えられますが、税法上の守秘義務や個人情報の目的外使用の問題というものが発生すると思いますが、そこら辺は検討はされたんでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

個人情報の部分では、やはり守秘義務違反という部分がございますけれども、このことは十分検討をいたしております。地方税法上の守秘義務とは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということがございますので、秘密事項を不知の第三者に告知するということになりますので、この守秘義務違反には当たらないというふうに理解をいたしております。

また、個人情報については、当市の個人情報保護条例第9条で法令等に定めがあるときとか、また人の生命、身体、または財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるときは、この保有個人情報を利用していいというふうなことでございますので、特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

わかりました。

それから、第11条の第1項なんですけど、この寄附方式については、自治体の財産管理として本当に適切なのかなどなのか、そこら辺はどのようにお考えなんですか。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

本来は、この個人の財産をみずからが適正に管理をしていくというのが原則ではないかなと思っておりますし、本条例の目的もそういうふうになっております。除去することで危険な状態の解消に寄与するというものでもあります。しかし、所有者等が除却困難な場合、その支援措置として寄附の申し出を受けるというふうなことになっております。その後は市が除却を実施して危険な状態を取り除く、ずっとそういうふうな方向で進めていくわけでございます。ただ、先ほども申しましたけれども、寄附を受けられる土地、建物は規則の中にも別表でうたっていますように、要件を満たしたものに限りとしております。除却後の跡地の利用等についてもいろいろ規定を加えておりますので、特にその寄附行為を行政が受けて問題ないのかということには、何ら問題はないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは、質問をいたしますが、梶原議員、山口議員の質問で大体の趣旨等は理解をいたしました。この条例に関しましては、市内にも多数そういうふうな物件、私なりに存じておりますので、そういう問題を抱えているということで、この条例の施行に関しましてはおおむね賛成をする者ではございます。そういう中で質問させていただきたいと思いますが、14条中の「著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより執行を行うことができる。」と。認められるときの判断は、執行部内で行うと考えてよいのかという質問をいたしております。

先ほどの答弁でいきますと、判定委員会を設けるということだというふうに理解をいたします。そういう中で、パブリックコメントを7月20日から8月20日まで行っておられます。その中の2番目の質問の中に、所有者が行方不明の場合や相続人がいない場合にどう対応するのか、また住宅撤去の場合、固定資産税の減免特例がなくなることについて所有者等に説明しておくべきだと思うというふうな質問に対して、答えは所有者等が不明な場合については、現在の法律では対応することが難しいと思われませんが、公示送達等の手続も検討し、弁護士等の意見を聞きながら対応したいと考えます。空き家等を除去した場合の固定資産税については、除去前に所有者等への説明が必要だと考えますというふうな答えをしておられます。非常に嬉野市の職員、優秀な方ばかりで問題はないかと思いますが、本当に代執行を行う場合に、これは裁判所の許可等が必要じゃないわけですよね。あくまでも市が公益に著しく反するといいますか、そういう場合にこの条例をつくって代執行を行うということだろうと思いますが、市長にお尋ねをします。そうなれば、本当に代執行をやるという、そこまでして空き家を何とかするという気持ちがあるのならば、やはり職員で判定委員会というのも、それはそれで優秀な職員ですからいいと思いますが、やはり慎重にこれは外部の意見を聞く、

そして、いざ訴えられても何ら問題がないというような処置をとるためにも審議会等の設置をして、そしてそこで最終的な判断をしてもらう、あるいは手続上の問題がないかやってみようという、それぐらいの姿勢というのが必要じゃないかというふうに思いますが、なぜそこで審議会を必要としないというふうに考えられたのか、また、今後もこの審議会については必要ないという考えなのか、市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

審議会について必要があるかどうかということでございますけれども、もちろん代執行ということになると、非常に重いものがございますので、私も当然、通常契約をしております弁護士並びに法律の先生がおられるわけございまして、そういう方々と協議をしながら、万全を期してやっていくということで取り組みたいというふうに思っておりますので、よほどどうされているかわかりませんが、私ども通常そういうことを常日ごろやっておりますので、そのような手続の中で間違いが起こらないようにしていけるというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

それはそれでわかりはします。もう何回も言いません。そしたら、もう審議会等については必要はないと、顧問の弁護士だけにお尋ねをすれば、それで事は片づくということで理解をしていいわけですね。

○副議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然、私どもも慎重に取り扱いをいたしますし、また、特にうちの場合は何かあればすぐ相談をしておりますので、顧問弁護士並びに法律の先生あたりと相談しながら行わせていただくというふうになると思います。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

3名の議員の方からそれぞれの角度から質問がされましたけれども、私も全般的にまずお伺いをしたいと思います。

8月17日に空き家の調査をされたわけで、17日現在、452戸というふうなことで、現在嬉野市に空き家があるというようなことですが、この空き家の中でも非常に危険を伴う空き家とか、あるいは道路にいろいろ支障を来して学校通学にも影響する空き家とか、そういった部分についての分析は、この間説明を受けておりませんので、この議会で説明をしていただければと思います。

またあわせて、200平米以下の小規模住宅用地、そしてまた200平米以上の一般住宅用地については嬉野市でどれくらいあるのか、まず2点をお尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

先ほど現在の空き家の状況を問われましたけれども、全体では452軒という状況でございます。それとあと、ちょっと数字が今資料を持っていないんですけれども、危険と申しますか、かなり傷んでいると申しますか、そういったところの軒数が――失礼しました。傷んでいるというふうなところが65軒ほど報告がなされております。それと2つ目の200平米以上と以下の空き家の状況については、そこまで調査をいたしておりません。今のところちょっとわかっておりません。申しわけございません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

先ほどは65軒の空き家が非常に危険を伴うんだらうというふうなことを判断されておりますが、そのあたりで、今後代執行を行うかどうか、必要があるかどうか、そのあたりの見解は、65軒のうち非常に危険度を増すのは何軒ぐらいあるのか、強制執行をしなければならぬという判断をされた軒数は何軒ぐらいあるのか、その点まずお尋ねしたいと思います。それとあわせて、条例のほうに入っていきますけれども、助成の問題ですけれども、嬉野市は50万円以下の助成というふうなことですけれども、よその市では75万円とか100万円とか助成がありますが、50万円という積算したときの根拠は、なぜ50万円なのか、そのあたりを示していただければと思います。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

まず、この危険な状態である空き家の65軒については、今回行政嘱託員、あるいは消防団を通じて報告をいただいた軒数でございまして、とりあえずまず報告をくださいというふうな形で行っておりましたので、そこまで綿密に調査をしてもらってはおりません。そしてまた、市としても今回この報告を受けた関係で、今後この空き家の危険な状態の部分については調査を進めていきたいと、調査をしながら危険度の判定をしていきたいというふうな考えがございまして、今のところ極端に悪いところが何軒か、その程度の問題については具体的な把握はいたしておりません。

それと、助成の50万円につきましては、大体これ8市町の協議でどこでも50万円というふうなことで決まっております。まず基準としましては、200平米以内であれば大体100万円から150万円かかっているというふうな情報をいただいております、そういったところから考えてもやはりその3分の1程度ぐらいの50万円が限度かなというふうなところで決定されたのかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

よそは先ほど申し上げたように75万円と、久留米市は75万円とかでされて2分の1までの補助というふうなことです。嬉野市は50万円というふうなことで設定を条例にされておるわけですけれども、そしたら、条例について先ほど山口議員のほうからも話がありましたように、更地にした場合、固定資産税が6倍にはね上がるということですが、この更地にした場合についての固定資産税の6倍に上がるということについて所有者が納得いくのかどうか、どこのあたりをどういうふうに説得して説明していくのか、そのあたりはどういう見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思っております。まず求めたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

答弁をする前に、先ほどちょっと、私、答弁の修正を少しさせていただきます。

先ほど200平米で150万円と申し上げましたけれども、おおむね100平米で大体150万円程度と実勢価格がそういうふうになっているというふうなことを調べております。佐賀県の住宅の平均延べ床面積は120平米ほどが平均というふうに言われております。

それと、固定資産税の周知の問題でございまして、この条例の大体の目的が危険な空き家を適正に管理をしましょうというのが目的でございまして、非常に危険な状態であるところを解いていただくというのは、もうこれやはりごく自然に危険を取り除くというのが

原則でございますので、その固定資産が上がる上がらないの問題ではないというふうに考えております。したがって、そういうふうな特に解いたから固定資産税を免除しましょうという、そういう特例もございません。そういうことでございますので、一応そこは考えておりません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

先ほど担当課長のほうから、固定資産税の問題を説明を受けたわけですが、固定資産税が6倍にはね上がるというのは実際ここに明記もされております。この資料にもですね。その中で、減免する固定資産税を軽減する意味で、宅地から雑種地に変更した場合の固定資産税はどうかと思うわけですね。このあたりを1つ最後お尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えします。

雑種地にかわる評価をすると思うんですが、宅地で今課税している状態で雑種地にかえた場合につきましては、今現況で行っておりますのは、70%ですね、その価格に調整率といまして、宅地の、雑種地の状態によって判定していくということになりますので、それを課税標準額として掛けていく、計算するということになると思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

もういいです。

○副議長（田口好秋君）

それでは議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 嬉野市合併振興基金条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口政人議員。

○5番（山口政人君）

まず最初に、議長にお尋ねをいたします。

この補正予算にも振興基金がありますので、若干さわるかもしれませんがいいでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

もう一回、すみません。

○5番（山口政人君）

補正予算にこの振興基金の積み立てがありますので、若干さわるかもしれませんがいいでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

できるだけ触れない範囲でお願いしたいと思います。

○5番（山口政人君）

それでは、この条例の全般的なことについてお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、私も一般質問をしておりますので、確認しなければならないというふうに思います。この合併振興基金というのは、中身を言いますと、果実運用型というふうに思いますが、この処分条項がありますが、全部または一部を処分することができるということになっております。ここら辺をどのように考えたらいいか、とらえたらいいのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

合併当時、合併振興基金につきましては、先ほど議員が申されましたように果実運用型ということで、利息の部分について事業に使いなさいよという形だったと思います。それが平成18年12月、総務省のほうから通知が参りまして、一部基金を取り崩すことができるという通知が参りまして、若干内容を申しますと、基金の取り崩しについては償還が完了した範囲内で取り崩すことができる、ただし、この取り崩した部分については合併の建設計画、こちらで言いますとまちづくり事業計画でございます、その事業に充てなさいよという形で参っております。また、取り崩しについては条例で設けなさいよという通知がまいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

今の答弁では、いわゆるこの基金を合併特例債で借り入れて基金に積み立てをしてそこから生じる利子は一般会計に入れて、それをまた積み立てるというようなことだと思うんですが、その利子の分についてはあくまでも果実運用ということですので、その利子の分については運用をするということになるわけですね。

それともう1点、いわゆるこの償還の件ですが、取り崩しの件ですが、まず償還というのは、その基金から償還するんじゃなくて、恐らく公債費から償還をしていくと思うわけですか。

よね。例えば、借入金の償還が年間5,000万円なら5,000万円としますと、その基金を5,000万円取り崩していいのかということが考えられるわけですよね。そうした場合は何もなりませんけれども、そういったことも可能なのか。

これは市長にお尋ねですが、やはり将来の財源確保ということ、あくまでも償還金がどのくらいなるか、10年から15年と思うんですが、そこまでこの基金として積み立てを取り崩さないで積み立てをするという考えなのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

先ほど議員の質問の中で、償還した部分についてその部分を公債費に充当できないだろうかという件でございますけれども、元金償還を行った部分については当然その償還の財源に使うことは無理なんですけれども、間接的と申しますか、いろんな形で、その財源にこれを直接そこに振り向けることは、現在総務省の通達にもございますように不可能ということで私たちも解釈しているところでございます。

○副議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、私といたしましては将来的に私どものほうで財政運用がスムーズにいくようにということをまず第一に考えて取り組んだところでございまして、できる限り負担がない形で償還をしていきながら、そしてまた積み立てができる分については積み立てをしていきたいというふうに思っております。しかしながら、御承知のように一本化等の時代も来るわけでございますので、そういうところを踏まえまして、あらゆる財源につきましては確保できる体制にしていきたいというようなことを考えまして、今回取り組んだところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○5番（山口政人君）

それでは、この借入金の金利、それから積み立ての金利、この借入金の金利というのは多分1%前後だというふうに思うわけですよね。しかし、積立金の金利というのは0.2%前後だというふうに思うわけです。それだけの金利の差が出てくるわけですよ。そこら辺の考え方といいますか、執行部のほうとしてはそこら辺をどのようにとらえていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

まず、私たち予定している部分について借入金の利子でございます。これにつきましては、市町村振興協会のほうから借りろかなというふうに計画をしているところでございます。これは国の財政融資基金よりも0.3%低いもんで、約0.9%の利子が年間かかってまいります。また、この6億円を貯金しますと、やはりどうしても0.2%しか回ってまいりません。それが私たち今回15年の計画を立てておりますけれども、その中で利息と利子のさやが約2,700万円程度の逆ざやになってまいります。これはどうしても低金利の状態で今国のほうも動いていますので、ここの部分については非常に果実運用と言いながら、なかなかここ難しい部分でございますけれども、先ほど市長も申しましたように、今後は交付税の一本化もなっております。現在、24年度の交付税で算定しますと、一本化で算定しますと6億円を超える減額になってまいります。それが5年間で随時なくなっていくわけなんです。やはり今後の財政運営を図るためにも、どうしてもこの基金を利活用できないだろうかということで、私たち財政課も考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

今の山口議員で大体わかったんですが、私は2点質問いたしておるわけですが、要するに5条、6条もう一遍にいきますけれども、要するに、この基金を一借できるということが5条だというふうに思います。果たしてこういうことが、条例でうたつとかないとできないわけですが、実際にこういうことがあるのかどうか、それと、6条の処分ということがあるわけですが、この処分というのがどういう形で、そして目的としては、1条の目的達成のためだけにしかこれができないのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（田口好秋君）

会計管理者。

○会計管理者（三根清和君）

お答えいたします。

私は、5条のところなんですけれども、繰りかえ運用ですね。議員御発言のとおり、基金を一時的に借りると、優しく言えばそういうことになります。基金が通常は一般財源として活用する場合はちゃんと予算化をして一般会計に繰り入れるという措置をしないではいけませんけれども、この繰りかえ運用については、そういう手法じゃなくて、確実な繰り戻しができる場合に限り一時的に基金を借りるということでございます。

以上です。（「そういうことが実際には」と呼ぶ者あり）

ここ2年ばかり、そういう措置はとっておりません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

6条の件につきましてでございます。この取り崩しにつきましては、あくまでもこれの合併まちづくり計画とか、そういうソフトとかハードの部分にしか使えないということで先ほども申しましたような形で総務省から通知が参っておりますので、そのように解釈しているところでございます。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

5条に関してはわかりましたけれども、なかなか我々にそれが見えてこないわけですよ。こういう条例があると、一般会計に繰り入れないで要するにやりますということですから、議会のほうへそこら辺をやっておられるのかどうかというのは見えてこないわけですよ。数字的に、要するに議会を通して基金をそういうふうに運用するということが見えてこないということになるということによろしいわけですね。もしそういうことがあった場合にですよ。だから、いいですいいです。それはそれでいいですが、先ほどの、ここよく私理解できないんですが、償還が終わった後に処分ができるというようなことだったんですよ。償還期間というのは、例えばことし、来年で13億1,000万円、一応予定として積み立てるわけでしょう。それを毎年償還していくわけですよ。毎年。じゃ、それが例えば10年間、たしかだと思っんですが、10年間はこの基金を処分することができないというふうにとらえていいわけですか。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

その部分でございますけれども、13億円お借りしまして——13億円ではございません。預金に13億円入れておまして、5%除いた部分が起債になってくるかと思えます。その起債償還が6億円で申しますと、約4,500万円程度の毎年の元金償還になってまいります。これを2年間据え置いた後、元金均等で返していきますので、27年度に4,500万円償還してまいりますと、翌年度、もしも財源的に足らない、非常に財政運営が厳しくなった状態であれば、この基金を今まで合併のまちづくり事業に使っておりました、例えば5%の分の財源に充てることは可能ということになっております。（「5%の分」と呼ぶ者あり）

先ほど申しました、例えばハード事業の1億円を行います。1億円の事業を行いましても、起債が、合併特例債が95%しか充当できませんので、残りの分はどうしても一般財源で賄わなければならないんですけれども、その一般財源につきまして5%の部分を、この償還した部分の財源をその部分に振りかえることは可能ということでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

そうすると、償還した5%の、償還した分において使うことができるということですね。最終的に償還が13億円あるわけですけども、基金がですよ。最終的に使えるようになるのはいつになるわけですか。全部。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

今のところの計画で申しますと、残りの部分、7億1,000万円程度でございますけれども、これを来年度借入れといたしまして、15年の償還で2年据え置きでお借りしましたら、15年ですから、その15年後、来年度借りた部分の15年後、13億1,000万円の基金が残ってまいります。その部分についていろんな今後の計画がございます。そういう事業に充当は可能というふうに思っているところでございます。（「15年後ですね」と呼ぶ者あり）はい。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

中身については、大体理解ができましたけれども、実はこのことについては、私は以前審議、あるいは一般質問等々で御提案というか、申し上げた経緯もあります。そのときには何らいいような形での回答はなかったわけなんですけれども、今回このような形で唐突に、大体こういう基金等々については中財に基づいて年度計画を立てながら、当初で持ってくるべきものでしょう。これをこういう年度途中で練る。最近ほかの予算編成を見てもそうなんですけれども、余りにも乱雑過ぎる、私に言わせれば。思いつき予算というのが非常に多過ぎるような気がするんですよ。そういうことを含みおいて、まず何でこの9月にこういう基金条例というものを出されたのか、それをまず第1点お伺いをしたい。

そして次には、結局、平成18年当初においては基金運用だけだった、それが取り崩しができるということは私も十分承知をしております。今回これを出された中で、基金を積み立てることが主なのか、取り崩しが主なのか、基金運用が主なのか、どこが一番未来としてあってこのような形にされたのか、それだけお答えいただきたいと思っております。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

今回、年度途中に基金条例も設置して補正予算も上げたわけなんです。確かに先ほど議員の御指摘のとおり、こういう大きい物件につきましては年度当初に基金条例を設けてまして予算も計上すべきことの案件でございました。だけど、当初予算を編成していく段階で、まず財源の確保がなかなか難しい部分もございましたし、また、東日本大震災におきまして、この合併特例債の運用期間が5年間延長になったということが国会で6月に成立されたわけなんです。このお話は23年度の、東日本大震災があつてからすぐにこういう議論が国の中で話をされていたわけなんですけれども、やはり我々もいろんな県のほうにもお伺いしながら、いろんな形でやっていたわけなんですけれども、当初には財政的な部分もありましたし、こういう部分もございましたので、今回9月に計上という形になったわけなんです。

それから、この基金条例の本当の目的は何かということでございますけれども、やはり山口政人議員にも申しましたように、市長が申しましたように、この部分につきましては交付税の一本算定化による交付税の減収等もございますし、ある程度償還をしていけば今後15年後の財政運営の一部の財源の足しにはなるだろうというふうに考えて、今回お願いしているところでございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

もうあんまり言いわけみたいな答弁はしないでくださいよ。今の答弁を聞いておりますと、もう取り繕った答弁にしか私には聞こえないんですよ。それ以上もう言いませんけれども、とにかく、じゃこの基金については来年の3月でもいいんじゃないかという気がするわけですね。あえてこういう9月に出さなくても。先ほど申しましたように、こういう基金の積み立てというのは、あくまでも中期財政計画に基づいて、どこをどういう形にしていくと年度当初に決めて、それに沿っていくべきものでしょう。こういう思いつきみたいな形で途中出すこと自体、私は恥ずかしいと思いませんかと言いたくなる。これ以上言いませんけれども、とにかく今後いろんな予算編成する場合についても、冒頭申しましたように何かしら途中途中で思いつきみたいな予算も多過ぎるので、そこら辺のところ、もう少し加味して検討してやっていくことだけを要望しておきます。

○副議長（田口好秋君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 嬉野市景観条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

私は、この嬉野市景観条例につきましては、観光地である嬉野市において景観条例を定めることについては全く異論はございません。しかし、前回の議会のときに1回この議案に関しては議会としては否決をいたしました。この否決したことについて今回提案をまたされたわけですけれども、その否決された部分についてどう執行部としては御判断されたのか、また、その対応についてはどのようにされたのか、まずこの点について質問をさせていただきます。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

22年の6月議会だったと思いますけれども、そのときは原因の一つが時期尚早というお話もございましたので、地元への説明会、それから市報等でのお知らせ、そういった中でお知らせをしながら、今回になったということでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

時期尚早というようなことだということで市民のほうへしっかりとそういうお話をしたということでありまして、私の感覚としまして、その分もあるんですけれども、そのときの私の感覚としては、この条例におきまして、そのときの条例もそうですけれども、市全域にわたってこれを網かけするところの部分についての反対意見というのが主だったというイメージがありますけれども、今回、また同じような形で7条のところ「市の全域にわたる景観形成に関する基本的かつ総合的な計画」とされておりますけれども、そういった意味で私自身は前回も賛成はいたしましたけれども、議会の総意として否決したわけでありまして、この部分というのは、私は非常に反対に至った部分の主たる原因というか、主たる部分だと判断いたしております。そういう意味で、今回そういう市街地、また農村部、山間部とそういう地域形成が異なるわけでありまして、その点についてそういった議会の意見というのが判断材料として上がってこなかったのか、この点についてお伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

実は景観の地域につきましては嬉野市全体というふうなことで前回と同様提案をいたしております。それにつきましては、まずアンケートなり、あるいはまた景観計画の策定審議会、そういった中でもかなり議論をいただきまして、まず全体をかけようというふうなこと、結論になりました。ただ、同じ広域な面積に同じ内容をかけていいかと、計画をしていいかというふうなこともございますので、先ほどゾーンの話が出ましたけれども、自然ゾーンとか、あるいは沿道ゾーン、それから市街地ゾーン、それから田園ゾーンですね、そういった中でゾーン分けをいたしまして、そして全般的な内容と、それからゾーン独特の規制のかけ方と申しませうか、そういった形に今ゾーン分けというふうなことでやってきておりますので、もう1つ考えられるのが、2年前も説明をいたしましたが、どうかわかりませんが、一般的な景観地域の設定の仕方と、もう1つ考えられるのがもうちょっと規制のほうを強めるといいませうか、そういった形の中で重点地区というのがございますので、そのゾーン分けと重点地区の関係といいませうか、その辺がちょっと一般の市民の方にはわからない部分もあるのかなというふうな気がしております。

ただ、今回は広く浅くと、語弊がありますけれども、そういうのを全域にお願いをいたしまして、それと全域を4ゾーンに分けて、そして独特のといえますか、そういったのをお願いしているというふうな内容になっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、そういうゾーン分けをして、そこの中で個別の規定をまたきちっとゾーンごとにつくるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

すみません、説明不足で申しわけございませんが、条例の中では全域的な中身になっておりまして、もう1つが、景観計画の中でゾーンを分けておるというふうな内容になっております。したがって、条例の中で例えば今申しましたように市街地ゾーンについてはこうこうですよ、自然環境ゾーンではこうこうですよと、そういう分け方はいたしておりません。別途景観計画の中でゾーン分けをして、そして全地域にわたる内容と共通事項、それから例えば山間部と市街地は当然違うところございますので、見解違うところございますので、そこは景観計画の中でゾーン分けをし、お示しをしておるというふうなことでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、計画の中でゾーン分けしたというのは前回から比べたら一步進んだというか、そういうことではなくて全く同じということですよ。私が最初に質問した、前回議会で一番ゾーン分けというところでの反対意見というか、意見が多かった部分に関しての配慮は今回はされなかったということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

結論から申せば、そういうことでございます。当然、私ども2年3カ月前ですか、当然ここにおったわけですけれども、そのときの説明不足というのを今反省しておるところでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

内容の、今課長からの答弁は、先ほどの梶原議員の中で理解したところであります。ただ、冒頭の課長の答弁に2年3カ月前のときに審議してああいって形になって、それを2年3カ月という期間もあって、また同じ形での時期尚早、市民への説明とあったわけですけれども、一番大事な、今梶原議員がおっしゃった今回も7条にそのまま上がってきておりますけれども、私なりに思いますには市内全域にかけると、運営につきましては重点地区を中心にゾーン分けをするということに対して、私はそこで疑問を持ったわけですので、基本的にはこれを進めるということは大いに進めていかないと。逆に時期尚早どころかしていかないと。思った中で、時期尚早ということが2年3カ月も待って全く同じ形だったし、その意識が執行部として答弁の中に冒頭に上がってこなかったことについては疑問に思っているわけですが。今説明を聞いて理解したつもりでおりますけれども、その意識は、これは多分に協議会にもう一回戻されて、担当部署も当然でしょうけれども、市長も含めて協議に入ったと思いますけれども、皆さん同一の意見でしょうか。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

同一の意見は、まさにそれ同一の意見というふうに思っております。ただ、もう1つつけ加えますと、先ほど言いましたようにちょっと私の説明が悪かったところもありますというふうに申し上げましたが、ゾーン分けと今通告をいただいておりますけれども、重点地区の意味の差と申しましょうか、あくまで今回の条例につきましては重点地区は設けておりません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

梶原議員等の答弁で大体理解いたしましたので、最初の受け取り方のニュアンスの問題がありましたので、その確認をいたしましたことです。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

引き続きやりたいと思います。私は、かなり多くの質問を出しております。多分1時間以上かかるかと思いますが、よろしくお願ひします。その答弁によって私が賛成するかしないかと大きく岐路は変わりますので、部長あるいは課長、よろしくお願ひいたします。

まずは、私は全体的な考え方と、第7条、第9条を一くくりにしたやつ、それから第11条から第13条を一くくりしたやつの3つについてお尋ねをしたいと思います。

まず、全体的なことでお尋ねをしたいのが、この景観法第8条等にありますが、これを制定するかどうかというのは市が判断するものというふうに私は理解をしているわけですね。これを制定すると市のほうで決定した場合、これは市のほうが責任を持って今後いろんな訴訟やトラブル等があった場合、持っていく対処していくというふうに私としては感じております。その中に、議会も1つ関与しているのが法の第70条、この中に、結局中身は読みませんが、議会の同意を得た場合に限りというふうな法もございまして。ということであれば、こういうふうな法第70条に抵触するような事例があった場合、執行部ばかりでなくこの議会も1つの責任を負わなければならないというふうに感じるわけなんです。この点について担当課としてはどういうふうにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、条例制定、また景観計画を制定する前には、住民の個人財産を規制するという内容ですので、私は前回、これは十分な周知をしなければいけませんよということで反対討論もさせていただいたわけがございます。そういう中で、執行部側としましては資料をいただきましたこの会場の回数、並びにこの参加人数、この中には行政職員関係も入っていると思うんですね。この数字を私見たときに、私も一度参加させていただきました。塩田であった

分にも塩田のほうの方にも聞いて、どれだけの一般の方が参加されているのかという確認もその当時しました。そういう中で、ここの説明会の数字というものは、あくまでもあそこで受け付けに名簿のところ書かれた人数だというふうに理解をして、そこに一般の住民の方が何人いるのかということでお尋ねをしたいと思います。

引き続き、これだけの回数と人数だけで全市民が十分周知をしたということを決定されたというふうに私は理解をするんですが、本当にそういうふうな、この少人数のことで決定をされたと考えていいのかどうか。

その次に景観法第9条、ここに景観計画を定める場合は、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとございます。ということであれば、どのような公聴会をお開きになったのかということで、この公聴会についてここで御説明申し上げます。広く利害関係者、学識経験者等の意見を聞いて参考にするというふうにあります。また対象事項についての客観的で公正な情報、または資料の公開、提供並びに可能な限り広い範囲の関係住民の参加や住民側の専門家依頼金を補償することによって形式的な会を実践的に充実したものにするのを求められているというふうにも書いてあるわけですね。このことについてとりあえず全体的なお考え、また答弁をお聞きしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、第1点目の法第70条、それから前段でトラブル解消等は市が主体なのかというふうなことでのお尋ねでございますけれども、まずちょっと順番が変わりますけれども、法の第70条につきましては、いわゆる景観地区、都市計画法で定める景観地区内についての条文というふうになっております。先ほど重点地区と申し上げましたけれども、その重点地区よりもさらに厳しい規制の内容となっております景観地区につきましてはの条文というふうになっておりますので、今回の条例につきましてはこの適用は受けないと。指導とか勧告があるかもわかりませんが、この適用は受けないというふうなことで御理解をいただければと思います。

それから、トラブルにつきましては、今申しましたように指導、勧告等々した場合で訴訟があったというふうに仮定しますけれども、その分につきましては嬉野市が主で処理をするというふうに理解しております。

それから、2点目、個人財産を規制する内容ということで説明会をしたというふうなことで報告をいたしておりますけれども、その分につきましては、まず人数を申し上げたいと、行政職員を差し引いた人数ということを申し上げたいというふうに考えます。

まず、通して申しますけれども、それでよろしいですかね。（「はい、結構です」と呼ぶ

者あり) 嬉野で20名参加のときが16名、職員を除いた人数ですね。それから、塩田でが13名のうち12名、差し引きが行政職員ということです。それから、同じくまた塩田で開いたときが8名のうち7名、それから同じく今度嬉野でしたときに6名に對しまして4名というふうなことが参加の実態ということでございますが、1つ言わせていただければ、やはり市の職員も5時以降になれば一市民というふうにとらえてはおります。

それから、この分でいいのかと、それで満足しているのかというふうな趣旨のお尋ねだというふうに考えますけれども、正直申し上げまして100%の満足というふうなことは考えておりません。ただ、説明会等の開催回数については妥当ではなかったかなというふうに考えております。したがって、そういうこともございましたので、ことしの8月の市報だったと思いますけれども、そういった形の中で皆さん方にお知らせというふうなことは行っております。

続きまして3つ目に、景観法の第9条の公聴会というふうなことでございますけれども、この条例のベースになっておる分があくまで景観計画というふうなことでございますが、その景観計画の策定時にいわゆる各種団体あるいは一般公募、それから専門家とか、そういった方々を含めまして15名程度での審議会という形の中で作業を行ってきております。それともう1つが基本計画及び景観計画の策定時にパブリックコメントを実施いたしておりますし、それからまた地元説明会も先ほど申しましたような回数でおりますので、公聴会と言えば、言えないかもわかりませんが、そういった形の中で必要な措置は講じたというふうに判断をいたしております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

前段の分については理解をいたしました。また、後段の地元説明会の分、また公聴会の分について再質問いたしますけれども、私、前回反対討論をしたときの内容でいきますと、大規模な地元説明会であれば、結局このような数字しか出てこないというふうに私言った経緯があると思うんですよ。なるべく小さな地区を回りなさい。特に塩田地区は都市計画法に入っていないんだと。嬉野地区は都市計画法ということで1つの3,000平米以上の開発とかなんとかとかね、そういうのであれば規制がかかるということはある程度前段のほうであるから嬉野地区よりも塩田地区に重点的な説明をしなければ、住民の皆様からこの3,000平米以上の規制であるとか、1,000平米以上の耕作地の問題とか、そういうとでいろんな問題が起きますよというふうなことをたしか申し上げた経緯があると思うんですよね。

今回のその説明会が公会堂ということで、あくまでも中央公民館というふうな嬉野町地区で1カ所、塩田町地区で1カ所というふうに1カ所しかやっていないんですよ。それでこの

人数なんですよね。今、課長のほうは100%ではないというふうにおっしゃいました。私に言わせれば2%も1%もないですよ、全体でいけば。嬉野市民約2万9,000人ですか、そのトータルの中で何十人ですか、ほんのわずかですよ。それで私は地元説明会がこれでできたという認識そのものを決定されたこと自体、私は疑問を感じます。

私どもが語ろう会とか、今市長も、市長と語ろう会やられています。それと意味合いが違うんですよ。私たちが語ろう会やる時にいろんな地域に行って20人程度、あるいは30人程度の参加者です。でも、語ろう会の参加人数の規模とこの自分たちの財産を制限をするという大きな条例をつくるに当たる、景観計画をつくるに当たるということに関して地元の住民の皆さんは多分ほとんど理解されていないですよ。言い方をかえれば、そのあたりを歩いている方に、あなたは計画条例わかりますかと聞いたときに、その計画条例何ですかと言われるのがほとんどじゃないですか。私はそう思いますよ。その点について、もう一回課長あるいは部長でも結構です、どう思っているんですか、そのあたりについて。私の反対討論の、塩田地区を重点的にやりなさいということに関して、あなた方はどう思っているのか、その点についてまず質問したいと思います。

公聴会、今15名の審議会の委員ということでおっしゃいました。多分、そういうふうにお答えがあるだろうと思っていました、公聴会については。ただし、とらえ方をすれば審議会、これはあくまでもつくっていかうという方向性を持ちながらの考えなんですよね、言い方をかえれば。ここで公聴会の規定の中には、あくまでも努力目標として書いてありますけれども、あくまでも可能な限りの広い関係住民、これを参加させなさいと。そして言い方をかえれば、景観条例に反対するような方々の意見も聞きなさいと、聞くように努力をなさいというふうに一応うたってもあるわけですよ。それは、あくまでも努力義務、努力だと思えます。そういうことは多分この審議会の中には入っていないんですよ。そのあたりの審議会の考え方、本当に正しかったのかなと私は疑問を呈します。その点についていかがですか。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、その前に地元開催少ないというふうなことで、我々も理解をして、認識はしておりますけれども、特に塩田地区につきましてはちょっと補足をいたしますけれども、こういうふうな形で説明会を行いますということで防災無線を通じまして塩田町の全町民の方にそういった形でもお知らせをいたしております。そういう中で少なかったというのは、これは私も認めます。しかし、そういう努力はしておるということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほどの公聴会でございますけれども、確かに公聴会等、そういった形の中で

も公聴会に当たるかどうかわかりませんが、それは確かに人数は少なかったかもわかりませんが、そういった手段、手法はとっておるということで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

地元説明会、今課長おっしゃったように防災無線でお知らせをした、そういうことをやってこられたということについては努力を認めますが、防災無線等ではわからないんですよ。結局、景観条例の説明会、あるいは景観計画、あるいは都市計画の説明をしますよと言われても通常の方はわからないでしょう、中身が。そうでしょう。私も議員になってからわかったんですよ、こういうふうな中身というのが。私は議員になっていなかったら、多分、防災無線であろうが何であろうが、ここから聞いてここから出してしまうような、そんな感じになりますよ。行政嘱託員会等において、行政嘱託員さんたちにこの景観計画、あるいは都市計画マスタープラン、緑の計画、この点を十分説明して、そして地域の皆さんが本当にこれはこういうものなんだと、だから説明会を聞きにいかなくちゃいけないという意識づけをしていないじゃないですか。違いますか。私はそう思いますよ。公聴会についてはもう結構です。そうと思いますが、そこら辺について、そしたら部長、どう思いますか。

○副議長（田口好秋君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

ただいまの説明会につきましては、課長が申しましたように、市としても十分ではないということは承知をいたしておりますけれども、なかなか人数的に参加の方が少ないという現実があるかと思えますけど、その説明会関係につきましてはこちらから手法的にはほかに何かなかったのかなという気もいたしますけれども、一応、市報の8月号にも掲載をいたしておりますし、行政の一方的と言ったら語弊になるかと思えますが、我々は我々で説明会を行っていったということは御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、第7条、第9条について御質問したいと思います。

この第7条（景観計画）並びに第9条（届出を要する行為）ということで条例のほうでう

たっております。結局は、この景観計画策定する内容、そして届け出をする行為というのがここに概要版ございます。この景観計画に基づいてやるわけですよ、要は。ですから、この内容等を見たときに私は一番思ったことが、先ほど梶原議員の御質問の中で、結局何で市内全域を対象にしたんですかという御質問をされたわけなんですけれども、課長としてはゾーン分けをして対応しているんですと、ゾーンを分けることによってその地域地域に合ったいろんな規制で住民の皆さんに努力をしていただきたいということでやっているんですと、それ以上にまた厳しくするところの地域は重点地区を地域を設けて今後進めていきたいというふうなことをおっしゃったんですよ。でも、この景観計画、見るとほとんどはゾーンについては余り関係ないですよ。建築物及び工作物、自然環境ゾーンから沿道ゾーンまで余り変わらないじゃないですか。色彩についても若干の彩度の差はあるものの、ほとんど変わりませんよ。建築設備等、これなんか自然環境ゾーンから沿道ゾーンまで全て一緒ですよ。そして配置、外構、これについては田園集落ゾーンから沿道ゾーンまで全て一緒です。そして、附属施設、これについては自然環境ゾーンから沿道ゾーン全て一緒ですよ。あなた方はゾーンで分けていると言いながら、これを見る限りほとんど一緒じゃないですか。どこにゾーンとしての一つ一つの区切りがあるんですか。

だから、先ほど梶原議員が言われたように、何で市全体のこういうふうな対象にしたんですか。あなた方が言われるゾーンで言うならば、自然環境ゾーン、田園集落ゾーンについてはもっとやわらかい規制をかける必要があるんじゃないですかね。その後、第11条、第12条、第13条の中で個別に聞いてまいりますが、この点についての考え方を再度聞きたいと思います。特にこの中で建設物の高さとか規模、この規則の中の別表第1にも書いてあります、こういうふうな対象基準。そして、色彩の規制、こういうものについて本当にこれで可能なのかと思うんですよ。今度、嬉野温泉駅建設予定になっています。あれは言い方をかえれば田園集落ゾーンなんですよ。田園集落ゾーン、高さ、規模に関して周辺の自然環境や田園、集落地と調和し、まとまりのある規模、高さとする。また、主要な道路や視点場から見て周辺の産地、丘陵地への眺望に配慮し、背景となる山並みの稜線を分断しないことと書いてあるわけですよ。そうなったときに、これからあそこにつくろうとしている嬉野温泉駅並びに医療センターの移転問題もあります。その医療センターの高さ、そして屋上に建設されるであろうヘリポート、このあたりは、そしたらこの法には当たらないのかどうか。沿線というのは主要道路からとあります。あの周辺では34号線です。34号線から見た場合、対岸の山にかからない、そういう建物を建設する必要があるとなります。それが本当に可能なのかどうか、あるいは仮に当たった場合はどう対応されるのか。

次に、色彩についてお尋ねします。

現在の既存の建物、工作物、これも今現在塗り直し等をすれば規制の対象になるというふうになっているんですよ。現在の建物の中で対象になるようなそのものがあるのかどうか、

この別表第1の(2)のところですよ。ここに外観を変更する修繕等に係る部分の面積が通常望見できる外観の2分の1以上であるものというふうにしてあるんですが、(1)の高さが12メートルとか、そういう規制を外してあるんですよ。ということは建物に関しては全てというふうに理解をせざるを得ないわけなんですよ、別表第1を見ても。一般住宅においてもというふうにしかこれはとれないわけですよ。次の上記でないのという項目が入っていないので、そのあたりの説明をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、そのゾーン分けの話なんですけれども、これは規制をするためのゾーン分けじゃないというふうに御理解をいただきたいと思います。市民が、例えばここにゾーン分けの方針ということで掲げてございます。例えば、長崎街道の宿、湯町、川港として栄えた塩田津をフルに活用する景観づくりというふうな形で、そういった市民が守り育てていきたいような形の中でのゾーンと、最終的にはそこに規制ということになりますけれども、その前段でそういったゾーンを分けながら市民が守っていきましようというふうな考えの中でのゾーンでございまして、規制をするためのゾーン、結果的には議員おっしゃられるような形になっておるといふふうには考えますけれども、その前段では市民の方が山も市街地も同じような考えじゃなくて、こういった形で守っていきましようというふうなことでゾーンということ御理解をいただきたいと思います。

ただ、本当の規制をかけたいというふうなときには、先ほど申しましたように別に重点地区を設けまして、そこでもうちょっと厳しい網をかけましようというふうなことでございませぬ。

それから、新幹線の話が出ました。高架、それから手前の病院の話も今議員のほうから出ました。したがって、それは当然届け出対象行為になるわけですので、それはうちのほうに出していただかなくてはならないというふうなことは考えております。それは当然でございませぬけれども。

すみません、ちょっとランダムで申しわけございませぬ。

それから、今別表1のほうの話も質問ございましたけれども、これをつくるとき、前段の話で申しわけございませぬが、条例をつくって逆に該当しないようにというふうなことで考えたと言ったら語弊がございますけれども、その辺の12メートルとか500平米、例えば3階以上とか150坪以上、そういったことで一般の住宅等々、特に塩田地区を重点に調査をいたしました。その中で、逆に言えば、この数字を計上すれば一般の住宅については届けなくてもよいというふうなことでこういったことを審議会の中で決定をしたところです。したが

いまして、また話が戻りますけれども、全地域を計画地域に上げているというふうなことでございますけれども、そういったところにつきましては市民に対してのアンケート、二十以上だったですかね、を対象にアンケートも実施しまして、そこを分析いたしました。その分析をやりながら審議会の中で全域を区域に指定をし、それから先ほど申しましたように、ゾーン分けというのは規制を変えてゾーン分けとするというのじゃなくて、市民がそういったゾーン分けをすることによってその自然、そういったものを守りましょうというふうな考えでのゾーン分けというふうに理解をいただければと考えております。

すみません。先ほどのアンケートは15歳以上です。訂正をいたしておきたいと思っております。

それから、塗装の話が出ました。今回の景観計画では塗装等につきましてはあくまで努力と、お願いしますというふうな形になっておるところでございます、命令とかそういった形にはならないというふうなことでございます。

それから、すみません、あっち行ったりこっち行ったりで申しわけないんですけども、別表第1の先ほど12メートルと500メートルと言いましたけれども、その中の区分の中で外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え、または色彩の変更というふうなことでございますけれども、(1)のほうの基準に満たないものについては当然物理的な形につきましては何も届けなくていいわけですけども、小さな家と言ったら語弊ございますけれども、そういったところは届けなくてもいいんですけども、ただ形態意匠については指導をちょっとすみませんというふうな形でしていくということです。何で形態意匠だけかといえば、当然物理的にその指導はするところが出てこないわけですので、そういった形の中で色彩等についてお願いをするというふうなことになっております。

以上で全部とりあえず答弁になりましたでしょうか。数的には。（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、色彩等について、また高さ、規模についていろいろ御説明をいただきました。でも課長、この景観計画、これを読むと全て努力目標じゃないんですよ。高さ、規模に関して分断しない高さ、規模とするというふうには書いてあります。形態意匠についても取り入れた意匠とする。そして、迷彩についてはその下のほうで色彩を生かすとか、そして市街地ゾーン、沿道ゾーンのところの色彩のところ、外壁などの基調色というところで最後のところで彩度(2)以下とするというふうには書いてあるわけですよ。課長が言われる市民の皆さんにこういうまちづくりをしましょうということで進めようという理念については、私も賛成するんですよ。私はこの景観条例の条文そのものについて反対の意見ではありません。なぜここまでこだわった反対を言っているのかというのは、これに伴った景観計画の内容が余りにも

厳し過ぎると思っているからここまで私は反対しているんです。だから、高さ、規模とかこのあたりについてあくまでも自然環境ゾーンとか、田園集落ゾーンというところがもっとやわらかい規制であるならば、私はおおむね理解ができるんですが、先ほど最初に言いましたように自然ゾーンも沿道ゾーンもほとんど変わらないんですよ。これは規制のための条例じゃないと課長はおっしゃいました。でも、最終的には規制をしてしまうんですよ。そうでしょう。課長もそう先ほどおっしゃいましたように、規制をするんですよ。だから私はここまで徹底していろんな問題点、これからまたずっと言いますけれども、それについて言っているんです。

そういうことで、今課長は、これは命令ではないというふうにおっしゃいました。ということは、戻りますが、この景観計画の中でほとんどが規模とするとかというところを全て努力目標とするというふうに書きかえますか。書きかえてもらわないと私は納得できませんよ。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします前に、1つだけ修正をさせていただきます。

こちらの分の彩度についての数字が載っておると、彩度ですね、マンセル値は、ここに書いてあるのは最終目標といいたいでしょうか、そういった形での数値というふうになっておりますので、こちらの景観計画法ではこの大体倍ぐらいかな、もうちょっと数値は上がっておりますので、その点につきましては申しわけございませんでした。ただ、今質問があった件につきましては、一応先ほど来話しておりますけれども、策定の審議会、そういった中でこういった目標とか出てきておりますので、私の説明では努力ですよと言いましたけれども、ここを読めば、議員おっしゃられるような形の中になりますので、この分についてはちょっと時間をいただいて緊急に検討してみたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

では11条、12条、13条について、先ほどから言っていたこととほとんど変わりません。ですので、もう一回検討するという事なんですけれども、ここでとりあえずもう一回課長に認識をしていただきたいので、一つ一つ取り上げていきます。

特に、11条（届出及び勧告等の適用除外）というところですよ。これが結局この別表第1に係る分以外ということなんです。というのは、この景観計画の概要版でいくと、要は右側のほうですよ、建築設備等とかあるいは配置、外構、附属施設なんですよ。このあたりがこの届け出に該当しないというふうに見るわけですよ。先ほど色彩の中では、一般住宅の色彩についてはこの届け出には該当しないということですので、今度はこの11条に

該当してくるわけなんですよ。一般住宅は届け出としての規制にはかからない。ところが、今度は第11条の中の届け出の適用除外というところの条例にかかってくるんですよ。だから、課長は届け出にはかからないからいいですよというふうな言い方なんです、ここの11条を見るとかかってくるんです。ですから、一般住宅やどのような小さい家であろうが、どのような工作物であろうが全てかかってくるんですよ。それだけはもう一回ちゃんと認識をしていただきたいと思います。

その中で、第12条とか13条の中に、結局届け出をしなかった場合、届け出をしてこれはちょっとこういうふうにしてくださいという指導をしても指導を聞かなかった場合という、そういう条例があるわけですよ、12条、13条。そういうことで、そんなら罰則規定というふうな形がここに――罰則といいますか、必要なことを命ずることができるというふうにしてあるわけです。景観法の中でも、要は先ほど第70条のことをおっしゃいました。それはあくまでも今回嬉野市のエリアの中には該当しないというふうなことをおっしゃいました。そしたら、景観法のですね、ちょっと今手元に景観法を持っていますが、要はちょっと何条か忘れたんですけども、申しわけない。結局、こういう行為等を指導、命令しても聞かなかった場合は、行政が着工の制限というものもできるということで、景観法の第18条にあるんですよ。ここに建築確認が出て、そしてこういう届け出をされて、そして言うことを聞かなかった場合は建築の着工にストップをかけられるというふうにあるわけです。要は着工できないというふうになるわけですよ。あるいは、届け出をしない物件、一般住宅の改築等においてこういう景観の条例をつくって届け出をしなくてもいい、しかしこの景観計画に形態意匠に抵触をする、そうなった場合に市としてはどのような対処をされるんですか。

それから、建築設備等の中で、私は一番このあたりが気になったのが、結局は空き店舗で考えたのが、市街地におけるシャッターについても規制をかけているんですよ。あくまでもシャッターは透過性のあるシャッターか調和のとれた形態、迷彩とするというふうに、これ努力目標じゃないんです、とすると規定されているんです。ということは、空き店舗を借りて改装する際、その場合の玄関関係、こういうことについても届け出は要らないけれども、この計画でいけば、しなさいとなっているんですよ。こういう場合もどういうふうにお考えなのか。

次に、個人の物干し台とか、あるいは室外機についても規定しているんですよ。これは自然環境ゾーンから沿道ゾーン全てです。全てなんですよ、室外機とか物干し。もし室外機が壊れたと、道路沿いにある室外機、結構見えますよね。あれ交換するとき、これでいくと覆いなさいと、あくまで工夫しなさい、見えないようにしなさいよというふうにしてあるわけですよ。その場合の費用は誰が持つんですか、個人さんが持つんですか。物干し台について、やはり土地の場所によってはどうしても物干し台というのは道路の見えるほうにつくらなければならぬ場合もあるんですよ。そうなった場合、沿道から物干し台が見えないようにし

なさいと、そのときの増築分の費用は市が見るんですか。そういうふうに審議会がここまで規制をかけたその理由は何なんですか。

次に、附属施設について聞きます。

ごみ置き場、自転車置き場、このあたりまで規制をかけているんですよ。道路全面から見えない場所に設ける。やむを得ず場所に設ける場合は緑化あるいは建築物の同様の素材や形態意匠に努めるというふうにしてあるわけですよ。今、市内全域にごみステーションあります。それが腐食したりなんかしたときに壊れた場合、誰がそしたらそのあたりを見るんですか。そして、アパート関係については個人や経営者等がごみステーションを設置しています。その人たちにもこのあたりの費用を求めてやるんですか。こういうふうに景観をやるなら、私は嬉野町の中のごみ、道路での放置ですよ。景観条例をつくるなら、そのとき何で町の中の今ごみの収集のやり方、変えないんですか。観光客にとって今嬉野町の本通りのごみの集積、あれが一番私は景観によくないと思いますよ。そして、水路の中あるいは河川の中に張っている配管、あれも景観に物すごく悪いと思いますよ。そういうこともこの景観条例の中でうたわなかったにしても、そういう議論はなかったんですか。一応その点についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

まず、その前に11条がちょっと出ましたけれども、これは適用除外ということで、該当しなければ届け出なくてもいいですよというふうなことです。（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）ですので、11条であと拾えるのはありません。12条は出てきますけれども、11条ではそういうことです。まず除外だけをうたってございます。12条は今議員おっしゃられるように、そういった中で高さ、面積はクリアしたけれども、例えば色彩等がちょっと濃ゆかとのあんねというときは指導していいですよというふうなことです。

それでは、順番に行きたいと思います。

まず、先ほど来、設備のお話が出てまいりました。景観計画、この概要版はちょっと頭から除いていただきたいと思います。例えば、この設備ゾーンにつきましては、まずその前段で建築物の定義というふうなことで高さが12メートルとか、あるいは500平米、そういったところで除外になりますので、先ほど小さいものについては入らないというふうな考えを持っております。それから、物干し台等についてもそういうことですけれども、ちょっと見て見苦しいなといったときは先ほどの12条あたりで、ちょっとすみませんけれどもというふうなことは言う場合があるかというふうに思っておりますし、それからまたごみステーション等につきましてもそういうことですけれども、ただ今議員の発言のとおり、見苦しいもの

についてはどけてくださいと言うか言わんかは別にいたしまして、考え方としてはそういうものも対象にはなりませんけれども、景観上好ましくないということであれば、ちょっとすみません、この通りはとか、事実、嬉野のほうに地元が自主的にこの通りは見たんなかもんこのうというふうなことで自主的にされておるところもございます。

それから、お湯管とかも出てまいりました。これはこの場で言いたくはなかったんですけども、公有水面の中のお湯管というふうなことで議論自体がどうかという考えもしておりますけれども、それは景観とは別に法定外公共物との絡み、そういったものも含めて検討材料になってこようかというふうに思っておりますけれども、死んだ管については、やはりこの条例は別にしてお願いしてがいいのかなという考えは持っております。

それから、あとの沿線の収集管理、ああいったところが出てきたときに、それはあわせて当然考えるべきだろうというふうに思っております。

シャッターにつきましても、これを見れば確かに議員がおっしゃられるような感じになりますけれども、先ほど申しましたように努力目標ということになりますけれども、ただその改築とか、そういったところの数量に入らない場合はそれはもう適用除外になるのかなと思いますけれども、ただ、けばけばしい色、例えば今のシャッターでけばけばしい色等についてはちょっと申しわけないですけれどもというようなお話には行くかもわからないというふうなことでございます。

以上、全部一応出たでしょうか。（「町中の、今のごみの集積のことは議論にならなかった。暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後0時3分 休憩

午後0時3分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

まず、ごみの仮置き、特に町中のほうで固定物として置けないところもそういうのを見当たります。ただ、そのとき、もちろん俎上にのったわけですが、午前中に片づけると、そういった環境のほうの配慮と申しませうか、そういった中でできるというふうなことでしたので、あえてここではうたっておりません。

それから、もう1点、例えばいろいろ出た場合、命令してもあるいは勧告してもというふうな話が先ほど出ました。それについてちょっと答弁漏れをしておりましたが、ここで命令ができるというふうな条文になっているものもございしますが、先ほど来ております、あく

までも規制の条例というふうなことでスタートしたいというふうなことで、条文には命令することができるというふうになっておりますが、ほかの指導、それから勧告については審議会の意見を聞かなければならないと、つまり審議会に諮らなければならないということで、当然命令につきましてもたしか景観法の100条あたりで罰則規定ございますけれども、命令についても当然、このうちのほうの条例でいくと審議会の意見を聞くと、審議会で決定するというふうになりますけれども、スタートしたばかりの条例でございますので、そこまではしないというふうなことで、あえて審議会の意見を聞かなければならないという後の条文を削除いたしております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、課長の御答弁を聞くと、この概要版は頭から外してくださいとおっしゃいますが、私の概要版しか今手元に持たないんですよ。その計画のほうは持ってきておりませんので、申しわけございません。ただ、この概要版を私は見ながら、やはり今質問しているんですけども、おおむねこれ変わっていないと思うんですよ、中身的には。ですから先ほど課長のほうがこの計画のそういう命令等がありますよね、命令口調のところがありますよね、文言として、しなければならぬとか、それについてはもう少し時間をいただいて、もう少し検討させてくださいと——検討というか、ちょっと中身でもう一回見てみますというふうなことでしたよね。その点について理解をいたします。そいけん、一番やはり心配するのは、課長はこの11条にある、結局第9条に適用しない部分についてはもう何も関係ないですよというふうなことを課長おっしゃるんですよ。（発言する者あり）そういう意味じゃないんですよ。私はそういうふうにとったものですから、いや、そうじゃないだろうと私も思っているんですよ。ですから景観計画の中でこれだけうたっているんだから、要は届け出だけはしなくていいよというだけだと私は思っているんです。あくまでも届け出だけはしなくていいよ。だから、結局こういう細々したところまで規制をしていくこと自体の計画そのものがちょっと、今後の市の中で既存のいろんな施設があるわけですので、これが今後故障した場合とか、あるいは改築していく場合に物すごく影響していくという危惧を持っているんですよ。新築する場合は大丈夫なんですけれども、それを結局故障した場合とかいうようにそういうふう考えたときには、この景観計画にのせてやる、こういうふうな外構であるとか附属施設であるとか、あるいは建築設備であるとかというのがかかってくるんですよ。それを一番最初言ったように、市民の皆さんが熟知をしとかなければ、結局届け出はせんでよかということであれば、皆さんそのままやるんですよ、従来どおりの方法で。そいぎ、やった挙げ句にほかの皆さんから、あそこの新築のところではあがんさせて何でここんところはさ

せんやったとかいという話になるんですよ。何でこがんさせとつとに今度変えとんしゃつとやけん、市はここば変えんしゃつとときに一緒にこがんしなさいって指導すつぎよかったろうもんで、そういうふうな意見が出てくるわけですよ。そいぎ、一度やったものに対して色とかなんとかに関して塗り直すときに、その費用は誰が見るんですかというふうな議論になってくるんですよ。多分、施工された方はそういう届け出はしなくていいですよ。こういう規制がかかっているなんて知らなかった場合は、そのときにさっき派手派手しい色と言われましたけれども、彩度でいけば、ある程度の赤とか黄色とか、グリーンでも原色に近い色、青でも原色に近い色はだめなんですよ、要は彩度でいけば。だから、そういうところにいるんな人から指摘があった場合に、その個人さんと市とどういふふうなお話をするのか。

片や、おまえたちは景観条例つくって景観計画あるやっかいて、新築のところにはこがんやってさせよっやっかいて、何で改築するときにはさせんとかいというふうなところが出たときに、本当に市はどうしていけるのか、個人はどう対応していくのかというところを十分考えてもらわなければいけません。ですから、この計画の内容について、ほんなごて文言について再検討してやってください。

一応それだけお伝えして、もう答弁は要りません。終わります。

○副議長（田口好秋君）

施行規則はいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

ある程度理解できましたので、取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

それでは、議案第46号の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで13時15分まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

○副議長（田口好秋君）

休憩前に引き続き議事を続けます。

議案第47号 嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第48号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第49号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

今回、みゆき公園に……

○副議長（田口好秋君）

ちょっとすみません、ちょっと待ってください。

執行部より答弁の修正の申し出がっておりますので、発言を許可します。総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

議長の許可をいただきましたので、けさ午前中、梶原議員、あるいは西村議員からそれぞれ御質問をいただいていた件でございますけど、答弁の修正を2件ほどさせていただきたいと思っております。

まず、梶原議員からの質問の中で、敷地内でも離れた場所に建てられている、例えば、小屋も空き家と位置づけられるかという質問をいただきました。このことにつきましては、小屋は空き家とはみなさないとの答弁をいたしましたけれども、空き家等の定義としましては、屋根、柱、壁などを有する建築物として建物の位置づけができて、小屋についても空き家とみなされるということになっておりました。ただ、小屋は行政代執行の対象にはしないということで対応をいたしたいと思っております。

次に、西村議員からの御質問でございますけれども、家屋を解いて更地にすれば固定資産税額が増額し、6倍近くになると思われるけれどもというふうな質問でございましたけれども、答弁として、私は6倍になると申し上げておりました。ところが、解体後の土地は住宅用地以外の宅地など雑種地の不成立というものがございまして、解体後の雑種地の形状によりまして、0.4から0.7までの調整率が設定をされております。こうして算出をされました固定資産税は税額として1.26倍から2.2倍程度で増額するということになっておりますので、修正をしておきたいと思っております。

以上、2件について答弁の修正をお願いし、おわびを申し上げます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

それでは、戻りまして、議案第49号の質疑を行います。山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

今回、嬉野みゆき公園に全天候型多目的広場がオープンするわけですけど、この利用料金についてお尋ねいたします。

今回巨額な資金をつぎ込んで、この多目的広場が完成したんですけど、それに引きかえ使用料の設定がですよ、まあ12月に全面的に見直すという御意見もありましたけど、暫定的な措置でありましょうけど、この低額な設定になっているのはどうしてかということと、もうオープンを間近に控えているのに、この料金を一回出して、またすぐ見直すというのは、もう少し早目にそういう話ができなかったのか、その2点をお伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

この使用料につきましては、ちょっと前段がございまして、都市公園法の中に都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進を資するという条文がございまして、一方では、地方自治法の中に公的施設については使用料を徴収することができるという形がございまして、うちのほうの別の課でつくっておりますような使用料金の設定の基準と申しますか、そういう形がございまして、まず使用料金を出す場合、人的経費、あるいは物件的な経費を合わせて、それで計算するわけなんですけれども、今回の屋内型の多目的広場につきましては、人件費を年間230万円程度の費用を見込んでおります。また、これに減価償却等の費用を見込んでございまして、この減価償却のとり方でございまして、確かに先ほど議員が御指摘されましたように、約3億円近い費用がかかっております。今回、この減価償却の出し方でございまして、補助金等がございまして、この部分を控除しまして、あとは耐用年数で割り勘しまして、年間約430万円程度の費用がかかってくるわけなんです。この430万円をそのまま受益者のほうに負担するかどうかという部分もございまして、今回は市民の皆様の利用を前提として考えてございまして、この施設につきましては、民間に類似する施設がないという、行政が提供する施設だという形で、費用の半分を税金で賄うという形で、残りの部分を年間の使用時間数、8時から今回は9時半まで開放してございまして、それと、開放する日数を掛けまして、年間約4,250時間程度ございまして、それを時間当たりで割り勘しまして500円という数字を出しているところでございまして、

この数字につきまして暫定的かどうかという部分も御指摘がございましたけれども、この分については、今ほかの施設等についても一律担当部署と一緒に見直しをかけてございまして、基本的にはこの金額は変えない方向で進めているところでございまして、

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○2番（山口忠孝君）

もう一度お尋ねしますが、一律に料金を設定された時期がございまして、以前にですよ。その当時と今の状況とまた時代が違うじゃないですか。そういうことも勘案して料金をもう少し、どうせ維持費がかかっていくわけですから、その分も多少の応分の負担はしてもらおうという考え方を入れて、もう少しこの辺のところを考え直されてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

市内にはたくさんの方の公共施設がございます。合併する前の2町の分の施設が、当時合併するときにはほとんどすり合わせができていない状況で、学校施設についてはほとんどすり合わせができておりましたけれども、公共施設につきましては、ある施設につきましては市内の方はゼロ円とか、市外の方は有料とか、そういう施設もございましたので、今回、先ほども申しましたように、全ての施設につきまして担当部署とここ四、五回すり合わせを行っている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○2番（山口忠孝君）

ぜひですよ、現在行政もそんな余裕がある状態じゃないということは市民の方も重々承知しておられますので、そういうところもまたほかの、先ほど課長がお答えになった、使用料をいただいていないところもあるということです、そういうところも勘案して、ぜひ今後検討してください。答弁は要りません。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは、私のほうから質問したいと思いますが、今山口議員のほうから使用料について質問がありました。私のほうも使用料についてですが、1と2は今の答弁で大体わかるわけですが、3のこの利用時間なんです、みゆき公園内において午後9時半までの利用時間の設定と、ここではなっているわけですが、ここら辺が今までの、例えばみゆき公園でいくと、下に門があって、5時で閉めるということで、上のグラウンド等は利用させないというか、できませんというふうな今までの形だったろうというふうに私認識をしております。そういう中で、今回この多目的の広場が9時半ということで、ここら辺の利用時間の設定がほかの施設、例えば野球場、あるいはサッカー場、テニス等々との整合性といいますか、そこら辺で可能なのかなのか、本当にこの時間でいいのかというのをまずお聞きいたします。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

まず、みゆき公園で現在10時まで開放している施設が1つございまして、みゆきの記念館

でございます。これは午後10時まで開放しております。この場合につきましては、警備員の方にその都度、この日は利用しますという形で申し出をしておきまして、当然入り口のところも開放して、最後は不審者がいないかどうか、全て巡回した後に施錠をしているわけなんですけれども、今回9時半まで開放するという形をとっております。これにつきましても、やはり市民の皆様になるべくたくさん利用していただけるということと、この屋内の多目的施設につきましては、照明施設がございます。これにつきまして8時から9時半まで利用していただくように、なるべく先ほども申しました利用していただくような形をとっております。これにつきましては、警備のほうと確認いたしまして、予約が入っておけば、当然時間が来ましたら、巡回した後に施錠するという形をとっております。

また、先ほど言われましたサッカー場やテニスコートの整合性でございます。現在8時半までとか5時までとかいう形になっております。この使用時間につきましても、先ほど山口議員のほうにも申しましたように、なるべく市民の皆様に使っていただけるように時間の見直しを行っております。これにつきましては、早々に取りまとめまして、来年度からでも皆さんのほうに使っていただけるような形で、現在、事務レベルで調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

わかりました。

それでは、時間についても、ほかの例えば上の多目的の運動場あたり、例えば、夏場あたりになりますと、7時まで、あるいは7時半まで十分明るいと、そういったところで5時までと言わず、延長することも検討するというふうに考えていいわけですね、時間についてですね、そういういろんな意味でですね。——はい。

例えば、多目的の運動広場をいろんな目的で使われるというふうに理解をします、今後はですね。そういう中で、2日間にまたがって利用をするという利用の仕方等もあろうかと思えます。例えば、何かの大会、あるいは展示会とか、そういったときには、要するにその品物等はそこに置いて——置いてといいますか、いわゆる来場者の方は9時半で終わるにしても、その施設そのものを利用するというのは、そこに例えば展示会をした場合には、物品等がそこに置いてあるというふうなこともあるかもわからないわけですね。そういったことは可能なのかなのかなのかということをお聞きいたします。また、そのときの利用料金等についてはどういうふうな算定になるのかについてお尋ねをいたします。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

ちょっと前後しますが、まず利用料金のほうからお答えしたいと思います。

利用料金につきまして、イベントとか展示会等につきましては、市長の許可事項でございます。許可事項になりますと、都市公園条例がございます、これの別表2のほうを適用するという形になりますので、イベントだったら平米当たり10円という形になります。例えば、屋内の多目的広場で占用して展示会を行いたいという場合になりますと、例えば2,500平米以上ございます、2,500平米といたしまして、平米当たり10円ですので、1日2万5,000円という料金になります。2日間やったら5万円の料金をいただくという形になります。

それから、展示会等の物品を置かれるわけなんですけれども、基本的には物品の保管管理までちょっと市のほうでは、非常にそこは警備員を多数配置して保守しなければならないという部分もございますので、基本的には御苦労ですけれども、持って帰って、また翌日展示していただくというのが基本ですけれども、あとはここに置いて借りた方で責任をとっていただくという形しか今のところできないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、園田浩之議員。

○9番（園田浩之君）

この多目的広場のそもそもの建った目的としては、大学なり社会人なりの野球とかソフトボールとかが雨天時でも練習ができますよということで、集客をも見据えた建物だと解釈をしております。

そこで、雨天時でも練習できるということで、あるスポーツ団体が嬉野の施設内に宿泊をすることで、例えば、みゆき球場で練習を、キャンプをすると3日なり4日なりですね。そのときに雨が降ったら屋内の広場を使えますよということだろうと思うわけですが、もしそのときに市民の方が借りてあったら、優先順位というか、そこら辺がどうなるかということが1つと、じゃ雨天時でもできるということで、その4日間のキャンプをするとした場合は、あらかじめ4日間とも予約をしておかなければいけないのかという、その2点をお尋ねいたします。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

予約の優先とかいう部分でございます。確かに県立の施設等につきましては、県の高校野球大会を開催するからとか、県の主催をするから優先をして、あとは一般の方に開放しますよという施設もございます。だけど、今回、都市公園のほかの施設もございます。この分についても優先順位、こういう事業とかこういう分については優先ですよ、残りの分は一般の方

に開放しますよという形は今のところ考えておりません。だけど、年度の当初にどうしても重なってくる部分がございます。市の行事とか、その日に普通の一般の方が利用されたいという方も出てまいりますので、そういう場合は調整の場を設けておりますので、その中で調整をしていただければなというふうに現在思っているところでございます。今、野球場とかほかの施設につきましても重なった部分については、そういう年度当初で年間の行事とか入ってきますので、そこで調整を図っているところでございます。

それから、予約の件でございます。中にはずうっと予約を入れる方もいらっしゃいます。だけど、予約は予約、許可は納付が原則です。納付されて許可に至るわけなんですので、予約を全部入れられて、前日までずっと予約ということはやはり市民の皆様の不便性が出てまいります。施設を利用する例えば1週間前とか、それまでに料金の納付を行っていただかなければ自動的にこちらのほうから予約を消していきますという形でしないと、逆に一般の方が全部予約でとられたという部分も出てまいりますので、そういう形でちょっと検討してみたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

それでは、予約に対して納付が予約の受け付けということでしたので、納付のタイムリミットが1週間前なのか10日前なのかということが1つと、観光商工課長、おんされんね、観光商工課にお尋ねなんですけど、いわゆるこの全天候型をPR、いろんなところに当然PRしていかれるだろうと……

○副議長（田口好秋君）

園田議員、ちょっと担当が来るまでちょっと。

○9番（園田浩之君）

ああ、そうですね。

○副議長（田口好秋君）

先ほどの分について、当初の分だけを聞きましょうかね。

○9番（園田浩之君）

納付のタイムリミット。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

この予約制度でございます。1週間前にするか、10日前にするか、あるいは1カ月間に連続ずっと入れられても困りますし、1時間単位でずっと月に20日間入れられてもやはり使え

ないという状況も出てまいりますし、いろんな形のケースが考えられるわけなんですけれども、都市公園の中にはほかの施設もございます。そういう部分も含めまして、1週間前に許可を必ず受けなければならない、しかし、あいとけば1週間前であいている期間があれば随時受け付けと納付という形が発生してくるかと思います。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

園田議員、担当が来ましたので。

○9番（園田浩之君）

観光商工課長にお尋ねします。

今回、多目的広場ができましたので、いろんな団体等にPRをされるだろうと思います。そこで、第1問で質問をしたんですけれども、例えば、大学の合宿とか社会人の合宿とか、嬉野に宿泊をされて、野球とかソフトボールとか、球技は雨天じゃできませんので、雨天時も合宿可能ですよということのうたい文句でPRされるだろうと思うんですよね。そのときに予約が重なっていたりとかしたときの優先順位がどうなのかというのを1問目で質問しておりましたので、ちょっとそのところを、1問目の回答としてお願いします。（発言する者あり）じゃ2問目で答弁をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

PRをどうやっていくかということによろしいですかね。実は嬉野みゆき公園等にスポーツ施設がございます。それを活用して大会誘致とか合宿等の誘致を進めているところでございます。方法といたしましては、佐賀県首都圏本部とか中京本部がございますので、その県職員の方の協力を得ながら、各大学に施設の概要とか宿泊費用とかの、旅館組合からも規模によって宿泊の1泊の価格も聞いておりますので、それを資料としてお渡しして、合宿を誘致していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

3問目です。そのときに雨天時のときに、例えば、みゆき球場を借りたとしますよね、3日なり合宿すると。その途中、間に雨が降っても使用ができるかできないかということをお尋ねしていたんです。そのときに、前もって市民が多目的広場を先に借りられておったらもうアウトなのかということをお尋ねしていたんです。

納付の件ですけど、じゃそういうことであるならば、例えば、4日間なり1週間なり予約して納付を済ませておったとします、みゆき球場と多目的広場と。もう1週間何も雨の降らんやっただけが、それはキャンセルしてよかねとかということは可能というか、できるのかできないのか、そこら辺がどうなのかなというのを観光商工課長と財政課長に2点お尋ねします。

○副議長（田口好秋君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

まず、合宿とか大会誘致でイベントされる場合は、合宿が主になると思いますけど、雨天を想定されて、多分使用願を全天候型のドームのほうも借りていただくような形になると思います。その中で、使用料も決まるとしますので、その額も当然支払っていただくという形で観光商工課としては考えております。同時に球場もドームのほうも一緒に借りていただくということで、よろしいですか。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

都市公園条例の施行規則の中に使用料の還付がございます。この条文がございまして、雨天とか利用者の責めに帰さない場合は利用料をお返ししますけれども、例えば、利用者が利用期日の1日前までに利用の取り消し料を申し出た場合、利用料金の半額をお返ししますという条項がございますので、基本的にはこの条項を使っていきたいなというふうに思っているところでございます。

○副議長（田口好秋君）

これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号 建設工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第51号 建設工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

まず、52号議案書1ページから6ページについての質疑を行います。

5ページ、債務負担行為補正についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

5ページの債務負担行為補正の分についてお尋ねをしたいと思います。

今回、放課後児童健全育成事業に係る委託料ということで債務負担行為をやられています。これについては理解はしているものの、それでは現在の嬉野の放課後児童についてはどういふふうな状況になっているのかという点と、嬉野地区にもあります和光幼稚園さん、これは学校施設ではないわけですが、この施設についても今までどおり単年度の債務負担行為だけでいくのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。債務負担行為についてでございますが、内容的に福祉課所管になりますので、私のほうでお答えをいたしたいと思います。

まず、学童保育の現状についてということでございますけれども、現状については、もう議員も御承知のとおり、嬉野地区については学童保育連合会、塩田地区におきましては各5園の保育園、それから和光幼稚園さん、それと支援学校につきましてはたちばな会のほうでお願いをいたしておるところです。

御質問の2番目に、この債務負担行為の中に嬉野地区はどうなるかということでございます。これにつきましては、嬉野地区が平成22年度から3年間ということで、今年度で契約のほうを終了するようになります。それで、今度債務負担行為の中には塩田地区及び嬉野地区、両地区ということでお願いをいたしておるところです。

それと、和光幼稚園さんについてですけれども、和光幼稚園さんにつきましては、平成22年度の4月からお願いをいたしておるところです。当初、学校のほうで開設をお願いしておりましたが、開設時間の問題、それと学校の場所の問題、3階で運営をいたしておったところ。その3階という場所の問題もございまして、市のほうから和光幼稚園さんのほうにお願いをした経緯がございます。そういうことで、今回につきましては引き続き和光幼稚園さんのほうにお願いをすることができないかということで考えております。

また、和光幼稚園さんにおかれましても、平成22年に引き受けていただきまして、学童保育の問題については真剣に取り組んでいただきまして、今年度についてもぜひ協力をしていっていいですよということでお話しはいただいております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。じゃ、これは歳出のほうと絡むので、いろいろ聞くわけにいきませんけれ

ども、どうも塩田地区の保育園から今度は学校施設に変わるということで、24年から27年までの債務負担行為が出たというふうに理解をしておりましたので、ですから嬉野地区ということでお尋ねをしたわけです。それなら、今御説明があったように、嬉野地区もこの中に含まれた債務負担行為であるというふうに認識をしておっていいわけですね。——はい、わかりました。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

理解いたしましたので、取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

同じく理解しましたので、取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

これで議案第52号、議案書1ページから6ページの質疑を終わります。

次に、歳入歳出補正予算書事項別明細書、7ページから15ページまで、歳入予算全部についての質疑を行います。

第10款. 地方交付税、第1項. 地方交付税、第1目. 地方交付税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

地方交付税なんですけれども、今回3,107万3,000円減額があっております。このことの説明をお聞きしたときに、説明があったときに単位費用、基準財政需要額の変動があって、平成17年の国勢調査というのが平成22年に置きかえられたというふうな答弁で私承っておりますけれども、再度そこら辺もう少し詳しく御説明をいただきたいと思っておりますけれども。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

今回、交付税の減額になった部分について、3つの要因がございます。まず、もう御存じのとおり、交付税は基需と基収を差し引いた額が交付税に反映されてくるわけなんです。基準財政収入額のほうにつきましては、昨年度より私たちかなりシビアに1%減を見込んでおりましたけれども、この中で個人住民税とか法人の住民税、またたばこ税が私たちが財政のほうで大分検討いたしました結果よりも落ち込みが少なかったということで基収の部分が見込みより約700万円程度多くなっております。

それからあと1点、基準財政収入額のほうでございます。これにつきまして、単位費用の見直しがあっております。特に単位費用の見直しが大きかったのは、農業行政費の単位費用が6,900円下がっております。また、戸籍住民基本台帳の世帯の単位費用が500円、一方では公債費等は、我々が見込んだように上がっておりますけれども、基準財政需要額全体で見ますと、これにつきまして約1,250万円程度減額になっております。

あと1点がございまして、これ調整費というのがございます。調整費は国のほうが各自治体から交付税の算定をして見積もる、上がってきた実績をしますけれども、交付税の総額が予算よりもオーバーしますと、一律にどこの自治体につきましても減額をされる、強制的に減額をされてくるわけなんです。この場合、調整額といたしまして今回1,160万円程度の減額を受けたわけなんです。

以上の要因を受けまして、今回交付税が3,100万円強の減額になったというところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

大体数字的には理解をいたしました。

年度途中の減額、額としてはこういうのはある程度予想されたことですか、それがまず1点と、そしてもう1つは、今回繰り上げ償還した分について、国のほうが見直しをして、その分が基準財政需要額の中からはなかった分については減額されているというふうなことも私聞いておりますけれども、そこら辺のことについては影響はなかったんですか。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

まず、単位費用の予想でございます。当初予算を組む時点では、単位費用がどういうふうに変わっていくかというのは、山口議員も御存じのとおり、非常に不明確な部分でございまして。今回もなかなか出てきませんし、一財計画の中でもしっかりとした数字が出てこないというのがございまして。なるべく私たちが単位費用の分については内部でも検討はするわけなんですけれども、どうしても出し切れなかったという部分でございまして、特に今回は人件費の分が影響してきている部分が後になってわかってきたところでございまして。また、繰り上げ償還につきまして、以前は嬉野町も塩田町も理論償還の分については繰り上げ償還をやれば、そのままそっくり交付税に反映するという形で私たちもかなりの額を繰り上げ償還してきた経緯がございまして、実際に繰り上げ償還の部分について交付税に影響させるというのは、それは国のほうではまたその分は見直すという形は来ておりますけれども、今

のところ公債費の中で見たところ、その部分についてはちょっと見つけ切れなかったという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

前段の分についてはわかりました。

後段の分については、完全に見直すというふうな報道というんですか、そこら辺で私は認識をしておったんですけど、まだそういう段階ですか。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

理論償還の分の繰り上げ償還については見直すという方向づけはしてあります。だけど、今回の交付税の中をちょっと見てみましたところ、その分は影響は出てきていなかったというところでございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

これで歳入歳出補正予算事項別明細書、7ページから15ページまで、歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、歳出、16ページから17ページまでの総務費について質疑を行います。

2款．総務費、1項．総務管理費、6目．企画費について質疑の通告がっておりますので、順次発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

合併振興基金のこの分については、午前中の質疑の中で、大体私ここでそのことについて会議規則等々についてお尋ねをしようと思っておりましたけれども、ほぼあの時点でもう答弁が出ましたので、あと質問する項目がございませんので取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

次に、14目．公会堂費について質疑の通告がありますので、順次発言を許します。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

私は、ここで公会堂費ということで出しておりますけれども、今回全部で6施設にAEDが設置されるわけですが、この全体的なことで質問させていただきたいんですけど、よろしいでしょうか、議長。

○副議長（田口好秋君）

はい。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、今回このAED設置、6施設に増設するという説明の中で、本市での使用があって、有効に活用されたということで説明がありましたけれども、その点について詳しく、ここで説明できる範囲内で結構ですので、その点についてまずお伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

今回、AEDで救命した分の実例がございます。これについての概略の説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、中学校のほうで保護者さん向けにスポーツ行事をされていたわけなんです。そのときに、たまたまAEDの講師をされた方がいらっしゃいまして、また医療知識を持った看護師さんもいらっしゃいます。また、学校の先生たち、学校の先生たちは毎年AEDの講習会を受けていらっしゃいますし、かなり熟知された方がいらっしゃいまして、今回てきぱきとした作業ですね、もう御存じのとおり、AEDにつきましては、ただ単にAEDをあけてぱっとつければいいという話じゃないということは、私も杵藤広域圏の消防本部のホームページで見まして、やはり肩をたたいて、ずっと6段階まで行ったところでAEDの機器を使うという部分がございます、今回そういう熟知された方がいらっしゃいまして、一命をとることができたということでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

このAEDの効果については、もう実際証明されているわけで、私もこのAEDについては市内に設置をしてほしいということ言ってきましたけれども、今回27台、市内で設置になるわけですね——今回というか、合わせてですね。このAEDの今回設置される分も含めて、中にパッドが入っているんですけども、このパッドについては、全て小児用と、それから成人用とあると思うんですけど、これについてはパッドが全部そういう形でそろっているのか。

この点と、AEDは約5年で電池が消耗するんですけども、この辺の管理について、置くだけで、いざというときに使えなかったら困るわけですので、この辺の管理は誰が責任持ってやるのか、市として全体的な形で管理をやるのか、その施設とか置いてあるところの誰か責任者を決めてやられるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

過去16台つけましたAEDにつきましては、小児用と大人用のパッドを取り外して使うような形になっております。パッドは2種類ございます。今回予算要求をしている部分につきましては、大人用、子ども用併用型でございます。だけれども、機器によって、機器で大人とか小児用とか切りかえ方式になっておりますので、一つのパッドで十分対応できるという機器になっているところでございます。

管理につきましては、まずAEDを設置している施設がございます。その課長が適宜指導を行うという形をとっておりますけれども、やはり先ほど言いましたように、電池交換の時期とかAEDのインジケータの点検とかございますので、やはり厚労省のほうも御指導されておりますように、AEDの課長からAEDの設置管理者、点検管理者とか、そういう部分を設けて、毎日インジケータの確認とかバッテリーの、ラベルに書いてありますけれども、毎日見落としがないかどうか、そこら辺は管理する課長のほうに指示をお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

若干補足ということで答弁いたしたいと思えます。

21台ということで配置をしておりますけれども、16台については平成18年8月にリースということで、これは当時の保健環境課になります、で配備をいたしましたけれども、その後、22年9月に5台、これは購入ということでしております。先ほど大人用、子ども用のパッドについて分かれているのが最初の18年8月にリースで購入した分ですね。22年9月にした分については、いわゆる切りかえ式といいますか、大人用の機種にいわゆる子ども用というのに挿入をしたら、子ども用の対応をするということになっておりまして、これについては両方とも一応今の健康づくり課のほうで購入についての事務処理をしてもらっておりますので、そのようなところの一覧表とかつくってもらっております。いわゆるパッドは2年、バッテリーは4年という中で、一覧表を各担当課、所管の課に配分してもらっていますし、事前にはその連絡もいただいておりますので、今のところ機器の電池がないとかいうときはないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

そしたら今度は、先ほど課長から嬉野市で使用するときには専門家がいたからできたんだというふうなお話がありましたけれども、それについて、専門家がいつもいるわけではありませので、いつも言っているように、市の職員さんが実際使えるような状況をつくっておかなきゃいけないということで、訓練を当然されているということは毎回おっしゃっていますが、本当に職員さん全員が今いざというときに使える状況と判断されているのか、これだけ台数がどんだんふえていけば、本当にそれを現実に活用できるという、そういう状態をつくっておくというのが非常に大事だと思うんですけど、それについて、市長は市職員がみんな使えると今ここで言えるのかどうか、そこら辺まで訓練をされているのか。

それともう1点は、先ほど2年でパッドを切りかえないといけないということでしたけど、これは提案なんですけれども、そこで無駄にそのまま新しいのにかえるんじゃなくて、そのパッドについては訓練でしっかり使っていただきたいと、そういうふうに思いますけど、今現在そういう形でやられているのかどうか、この点について最後の質問になりますけれども、お伺いいたします。

○副議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、私どもが常備しておりますAEDによって一命を取りとめられたので、非常によかったと思っておりますし、また回復も早くあられたということで喜んでおるところでございます。そういうこともございまして、今回はとにかく私のほうに多数起こしいただく方、例えば、水道ですと清水浄水場あたりに小学生あたりが来られますので、そういうところは足らなかったとか、そういうところをリストアップしまして緊急に予算をお願いしたところでございます。

市職員全体は一応講習会は受けておりますので使えると思いますけれども、しかし、やっぱりある程度見て使えるというよりも、実際体験して使えないと厳しいと思いますので、また講習会等も適時開催をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

パッドの再利用といたしますか、今回6台配置をする関係で、ちょうど先日、消防署にも確認いたしましたけれども、今回配置する場合に、先ほども話があったとおり、

AEDの使い方だけでなく、いわゆる人工呼吸と絡めた中で1時間から2時間の講習を受ける必要があるということでしたので、基本的には消防署のほうから持ってきていただくということになりますけれども、大体人形等を使い、実施をするということで、いわゆる基礎については10人程度の参加ですよね、全体で二、三十人が好ましいということがございましたけれども、そういうふうに消防署で使っているものを利用するということがございましたけれども、その後の講習にそのパッド自体が使えるかどうかまでは確認をしておりますので、使えるのかなという気はしていますけれども、その辺確認をしながら対応したいと思いますけれども、今回6台の配備については、楠風館とか轟球場とか北部球場とかありますので、そういうふうな関係者を一堂に会した中で講習をしたらいいのかなというふうに思っております。それと、あと球場あたりもありますので、各種目団体等で、例えば野球とかソフトとか、そういうふうな種目団体にもお願いをして、それぞれの中で講習を受けていただきたいなというふうに考えております。パッドについては確認をしながら、利用できればというふうに思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

今の梶原議員の質問で大体のことはわかったんですが、私も同じような質問でございますのであれですが、ちなみに、再度お聞きをいたします。

要するに利用するための講習会が当然必要と、じゃ講習会をどれぐらいやろうと考えておられるのかということと、今回この補正で上がってきたわけですね。それによりますと、小学校等でそういうことが発生をし、一命を取りとめたということで今回の補正だというふうに理解をいたしますが、そこら辺の2点、まずお聞きをいたします。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

講習会につきましたですけれども、現在、施設等に設置している部分については一、二回とか、一、二回と言わず何回も講習を受けた職員がいます。今回新たに設置するところは常時職員もいないところもございます、野球とか、土日開放します。その分については、先ほど山口課長が申しましたように、いろんな外郭団体をお願いしながら講習会を進めていくという形ですけれども、職員につきましたも設置するところにつきましたは、早々に消防署、あるいは健康づくり課と連携をとりながら講習会をやっていきいたいなと思っております。

また、先ほども申しました土日開放の球場がございます。この分につきましたも、職員も常駐しませんので、やはり何らかの形で掲示板とか、もし緊急時にはここに電話してくださ

いとか、あるいはパネル式でAEDの使用の仕方とか、心肺蘇生の仕方からAEDまでに至る、そういう形を要所要所のところに設置したいなというふうに思っているところでございます。

今回補正で上げてきた部分につきましては、今まで施設等についてはかなり充実をしてきたわけなんですけれども、今回は不特定多数の方が見えられますし、職員も常駐しないところもございますけれども、やはり命を取りとめたという部分ございますので、急遽今回再度施設等を見回しまして、やはりスポーツばかりじゃなくて、いろんな形で心肺停止の部分がございまして、少しでも早く行うという形で今回補正に上げたところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

職員さん等には研修等をやられているということですので、ここで使える職員さん手を挙げて下さいというふうに言いたいところですが、そこまでは言いません。（発言する者あり）それは山口要議員にお任せしますが。

これ設置をするということなんです、要するに今回の設置は市民の方がそこへお見えになったときの場合を考えて設置をするというふうに理解をしていいわけですよ。で、どうせ設置をするならば、例えば、この前の事故のときも職員室にAEDがあって、学校の先生がおられたからというのがあったと思うわけですよ。もし市民の方だけで、その職員室へ入れない場合、一刻を争うわけですよ。ここへ電話をしてくださいということで、で救急車をすぐ呼ぶ、そうすると鍵をあけるよりもというぐらいの時間なんですよ。だから、設置の仕方として、例えば、ある何か入れ物等があって、そして部屋へ入らなくともそれが利用できる、その近くにはここにAEDがありますよというふうな看板を設置するぐらいの、どうせ設置をこれだけするのであるならば、それぐらいの設置の仕方を、台数をふやすこと、これ当然ですが、そこにボックスを入れたり、いろいろそれは費用もかかるかもわかりませんが、これ計画的に進めていって、そして市民の皆様にも講習会を受けていただいて、そして誰でもが使えるようなAEDというふうになった場合には、わざわざその、どうせ市が設置をするわけですよ。中に今回全て、多分茶業研修施設も施設の中、そうすると外からそこにあるとわかっていても、外部の人は利用できないわけですよ。そこら辺の設置の仕方等も考えるべきであったろうというふうに思うわけですよ。ただ単純にAEDをそろえるというだけではなくて、その使い方といいますか、広く市民の皆さんに、例えば、茶業研修施設の前にここにAEDがありますと、事務所の前のところにそういうボックスをつくって、ある程度何らかで割ってでも、ふだんはとれないけれども、すぐ使えるようなことをするか、なぜそういうことを考えられなかったのかなというのがあったんですが、そういうこと

は考えられなかったんですか。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

先ほど申しました、ちょっと私の説明不足の分がございました。申しわけなく思っています。今回、野球場とか公会堂とかつきますけれども、この部分につきましては、ベンチとかダグアウトというか、外ですね、市民の皆様がすぐに使えるような、施錠しないところにつける、例えば、公会堂であれば、事務室に置かないで、入り口の入ったところの見やすいにAEDを置くとか、野球場だったらグラウンドに入らなくてもとれるようなところ、当然盗難も考えられますけれども、盗難と命と考えれば、やはり盗難もいたし方ないかなというふうに思っております。その部分については、使えるような形、事務室に置かない、そういう形で現在ほかの、今既存の設置しているところもそういうふうに担当課のほうとしておりますし、今回設置するところは必ず皆さんが自由にとれるような形にしております。先ほど看板等ございましたということを行いましたけれども、例えば、野球場のあるところに皆さんとれるところに置いておりますけれども、例えば、多目的広場で倒れた場合、野球場のあそここのところにありますよとか、そういう形の表示をしたいなというふうに申し述べるべきだったと思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

そしたら、私がさっき言ったように、仮にじゃこの中で嬉茶楽館でいきますと、嬉茶楽館の門をあけて、チェーンが張ってありますけど、チェーンを入れて、じゃ施設の中に入らなくともAEDは使えるというふうな設置の仕方をするというふうに理解しといていいわけですね。そこに、ここにありますがというようなAEDの案内看板もつけるというふうに理解しといていいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、いいです。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

もうある程度、今QアンドAの中で理解をいたしました。私どもも執行部の皆さんも市議会がありよる中でいつそのような事態になるかもわかりませんので、議会事務局のほうに私いっちゃ置いてくださいというふうに思っておりましたけれども、今回設置されておられません。冗談みたいになりますけれども、これは課長さんたちでAEDをお使いになられる方、

ちょっと手を挙げてみてください。使える方。——ああ、素晴らしいですね。わかりました。いいです。（発言する者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に行っていていいですね。次に行きます。

次に、2款．総務費、2項．徴税費、2目．賦課徴収費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

それでは、もう本当簡単な質問で申しわけございません。余りにも減額が大きかった、要するにこれが委託料等についてはこういうこともあろうかというふうに思わないでもなかったんですが、これが要するに備品購入費ということで、この家屋評価システムという備品というか、ソフトだというふうに理解するわけですが、これが余りにも大幅な減額ということだったので、そこら辺の詳細な説明をお願いしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えします。

家屋評価システムにつきましては、メーカーごとにさまざまなシステムがありまして、今回の導入につきましては、プロポーザル方式によって審査会を開催して価格面だけではなく、総合的な見地からシステムを決定することということで事務を進めてまいりました。このため、当初予算の積算につきましては、審査会に参加する予定を業者複数から見積もりをいただきました。最高額の見積もり業者が落札されるという可能性もございましたので、一番高い額を予算額といたしました。契約をいたしました業者につきましては、全国展開をしている家屋評価システムの専用メーカーでございます。そのため低価格で応札されたというふうに理解をしているところです。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

プロポーザルの方式は変えていないんですか。プロポーザルの方式で見積もりをとって積算をしていたと。最終的には入札……

○副議長（田口好秋君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

見積もりにつきましては、こちら側が指名してする機能があるかないかということで積算

をしていただきました。総合的な見地といいますか、プロポーザルの方式につきましては、その社が最も勧めているような提案をしていただくと、その中でうちが導入したいシステムが一番合うのはどれかというところで決定をしたということです。（「わかりました、いいです」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

過誤納金還付金についてお尋ねいたします。

簡単な質問なんですけど、今回3月補正のときに2,620万円の大口の発生、これは2口で福祉施設の還付金が生じたということで補正が出ておりましたけど、当初が600万円、それで今回が450万円、昨年度は700万円だけだったんですけど、今回もうこの9月補正の時点で1,000万円を超えておりますので、今どういう状況、件数とか、その辺はどういう状況になっているのか、お教えてください。

○副議長（田口好秋君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えをいたします。

23節. 償還金、利子及び割引料につきましては、過誤納金還付金と、それから過納返還金の2つに分かれております。それごとに御説明をいたします。

過誤納金還付金で、現在支出額が大きいものにつきましては、予定納税で納付されました法人市民税が決算後の確定申告により大きくマイナスになったため、法人市民税の還付金、これは1社で347万800円でございます。それから、転入奨励金の課税取りやめに伴う住民税の還付金ということで、これが65万2,300円、51件でございます。8月末の時点で予算額600万円に対しまして598万1,701円を支出しているところでございます。

次に、過納返還金で最も大きいものにつきましては、生命保険の二重課税の返還金というものがございます。これに関してが181万4,813円、これが2件でございます。それから、固定資産の返還金が13万9,598円、これが5件でございます。8月末で予算額331万4,000円に対しまして、これにつきましては197万8,311円を支出しているところでございます。

このように予算残額が逼迫しておりますので、追加の補正をお願いするものでございます。昨年度のような大口の還付はございません。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

これで第2款. 総務費の質疑を終わります。

次に、歳出、18ページから20ページまで、第3款. 民生費について質疑を行います。

1項、社会福祉費、3目、老人福祉費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

この件につきましては、この議場では私が一人該当するかなと思いますけど、いろいろ聞きたいことがありますので、ちょっと質問いたします。

まず初めに、聞くところによれば、嬉野市が佐賀県で初めてと聞いておりますけど、それが本当なのか、もしそうであれば何を根拠にそれを始められたのか。

それから、70歳以上の運転免許取得者というのが現在男性で何人、女性で何人、調査されておられるのか。

それから、現在、免許を持つとっても病気等で運転されていない方、わかりにくいでしょうけど、もし把握されておられれば教えてください。

それから、70歳以上の方、こういうことが発生する以前に死亡事故とか障害事故とかがあった件数がわかれば、一応教えてください。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず第1点目が導入の理由でございます。高齢者の自動車の運転につきましては、日ごろ非常に危ない運転をされる方をお見受けいたします。運転機能が著しく低下をされたり、あるいは御家族のお話を聞きますと、もう運転免許証を返してはというふうな御家族の御意見等をお伺いする中で、全国的に見ますと、返納運動をされている自治体というのはたくさんございます。ただ、佐賀県では今回嬉野市が初めての取り組みというふうになります。

それから、70歳以上の運転免許証の所有者でございますけれども、3,700名ほどいらっしゃいます。そして、3,700名のうち、平成23年になりますが、交通事故の加害者となった事件ですね、これ警察の統計のとり方が違いまして、65歳以上になります。こちらのほうで27件、それから物損が66件発生をしておるということでございました。こういう数値を踏まえまして、ぜひとも嬉野市でも交通安全の一環としてこの返納運動に取り組んではということで、今回の導入のお願いをすることになります。

それから、高齢者の免許取得者の男女別の区分ですが、これについてはちょっと私のほうでは把握をいたしておりません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今の関連の、ちょっと答弁が足りない分が、病気あたりで結局運転をされない人はわからないかと言っておりましたが、それについてはわかりませんですね。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

ちょっと病気で運転できない方の数というのは把握できておりません。内部疾患、あるいは目のほうの疾患等によって運転できない方も相当数いらっしゃるかと思いますが、そこまでの数値までは把握できておりません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

予算ではわずかですけど、免許をやめたら歩いていかにやいかんということで、タクシー券が発行されますけど、こういうことについて老人会とか、あるいはそういう関係団体にも前もって何か老人会の役員会とかにお話をされたことがありますか。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今回導入するに当たりまして、嬉野警察署、それから鹿島交通安全協会、嬉野安全協会、それから社会福祉協議会、それと総務課、福祉課のほうで導入に向けての勉強会を開催いたしております。その中で、各団体とも、非常に現状を見ると厳しい状況もあるので、こういうのを導入いたしまして、啓発を行って行って、交通安全に役立つのではないかとということで皆様方御一致のもとに今回の運びとなっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

確かに自治体で親切にやることは非常にいいことだと思いますけど、自治体もそれなりに窓口は御多忙でございますし、本当は免許証をもらうときには警察の窓口の交通安全課からもらうわけですから、これを警察のほうに委託されたほうが自治体として仕事も煩雑と言ったらおかしかばってん、何となくそういうふうな筋からすれば警察が一番把握していいんじゃないかと思いますが、その点については市長としてはやっぱり自治体の窓口がいいと思いま

すか。

○副議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

警察におかれましても、御高齢の方の再免許取得ということにつきましては、講習会を開催されたり、いろんな形で努力をしておられるわけございまして、また返納についても御相談があれば取り組みをいたしておられます。今回嬉野市がなぜ取り組んだかということでしょうけれども、やっぱり大きく考えれば、市民の安全・安心を守るというふうなことの環境として取り組めるんじゃないかなというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じ補助金のところなんですけれども、まずこれが主要な事業の説明書の5ページでいきますと、要は3項目の補助金が予定されておるわけですね。運転経歴証明書交付申請補助、住基カード交付、そしてタクシー券というふうに3件の補助金というふうになっているんですけれども、これは申請をされる分の全額を全て予定されていると思うんですよ。住基カードについても1件500円ですよ、の20件ということは1万円になると。タクシー券も20件の分全てが丸々チケットをやるわけですので、全額が補助金になったときに、この事業の趣旨については賛同するものの、補助金として適切なのかなと思うわけですよ。どちらかといえば、御高齢の方にもう運転することが危ないですので、よかったら車に乗らないでくださいと、免許証を返納していただだけませんかというふうなお願いなんですよ。それに応じた方に対して、この分の手続の費用とか、あるいはその分のちょっとした若干のタクシー券を上げますよということであれば、私は該当的に報償費に当たるんじゃないかなという気がするわけなんですよ。ですから、ここで補助金というふうに項目をされた理由を、補助金交付規則を読んでいますけれども、どれに当たるかなと思いつつながら私は質問しております。

その点について御答弁をいただきたいのと、もう1点が、タクシー券なんですけれども、これがあくまでも500円の16回分ということでお渡しをするということなんですけれども、要は500円だけしか使えないのか、あるいは16枚いただきますので、言い方をかえれば16回分まとめて、要は8,000円分ですかね、8,000円分まとめて使うことも可能なのか。結局もらった方の自由に使うことができるのか、このあたりについて、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この高齢者返納分が補助金なのか報償費なのかということでございます。まず、報償費としての定義でございますけれども、役務が伴った場合、役務に対する代償ということで報償費のほうでお支払いすることになります。ですから、講演会の講師の講演料、そういったものが報償費ということになります。一方、補助金につきましては、市等が相手の行う事業や事務に対して、これを助成するため、あるいは奨励するため、財政的な援助を行うもので、反対給付を受けないで相手方に給付する給付金というのが補助金の定義になろうかと思えます。これで見ますと、今回の分につきましては補助金に該当すると思われまので、補助金として予算計上をお願いいたしましたところでは。

タクシー券500円の16枚ということでございますけれども、500円で区切っておりますが、これも一度に全部使うこともできるということで取り扱いをしていくようにいたしております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

この交付規則の第3条の第1項のところですね、補助金等というところに該当するということが理解をいたしました。報償費が役務を伴うということについて、私理解をしておりましたので、申しわけございませんでした。

あとは、タクシー券が一括しても利用できるということですので、そのことについては、この制度を使われる方に十分周知をさせていただいたほうがいいのかなと思っておりますので、そして、これ1回限りということも十分御理解をいただけるようお願いをしておきます。答弁要りません。

○副議長（田口好秋君）

次に、山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

先ほどから答弁いただいておりますので大体理解しておりますけど、再度ちょっと伺いますけど、この自主返納はやはり警察のほうからの要請があったのかどうか、市のほうが先に、どういう事情でこの施策を考えられたのか、その辺の事情をちょっとお教えてください。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この制度につきましては、市のほうから御提案をいたしております。提案した際に、先ほど申しました交通安全協会、警察、総務課、社会福祉協議会にお願いをいたしまして、会議を行っております。そういう中で、各団体ともぜひ導入に向けて市のほうでも頑張っていたらということを受けまして、今回の導入の運びというふうになっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山口議員。

○2番（山口忠孝君）

わかりました。

ただ、70歳以上を対象にされておりますけど、いろいろ元気な方もいらっしゃいますし、本当に見ていて危ないなという方もいらっしゃいますけど、自分の足ですよ、そのためにちょっと見ていたらかわいそうだけど、仕方がないかなというところもあるんですよ。だから、その辺のところをですよ、もう危ないから返納して、後はどうするんだと。先ほど神近議員のほうからもありましたけど、1回限りというのが私も気にはなるんですけど、それのところもどう考えられるのかなと、ただ1回で返してくださいというの、何かちょっとどうかと思うところがあるんですけど、その辺のことは何か問題はなかったでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、70歳以上ということで決定しましたことについては、民間のタクシー会社が運転免許を返納された方については割引制度がございまして、これが70歳というふうになっております。そういうことで嬉野市も導入するに当たって、人によって状況というのは違いますが、民間のタクシー会社が実施しておられる70歳に合わせて実施をしようということで検討をいたしたところです。

次に、1回限りかということですがけれども、全国には相当数の自治体の実施をしておる中で、いろいろございまして、1回限りというところが結構ございます。それと、補助の内容につきましても、バスの半額券、永久的なですね、それとか1年限り、いろいろばらばらでございます。そういう中で、この制度に協力いただいた方でどこまで補助金としてすればいいのかなというのも非常に議論を尽くしてきたところでございますけれども、総額として1万円程度の1回限りということで導入をさせていただきたいということで今回の御提案というふうになっております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

ちょうど先ほど神近議員がお尋ねになったところと大体重複している私の通告書の内容だと思います。それで、第1項目めが、先ほどもお尋ねになりました、これが補助金として取り扱いをしてあるが、嬉野市補助金等交付規則のどこに当たるのかというのは、ただいま担当課長からこれ多分第3条(1)というところなのか、その辺の確認ですね。

それと、3つ目、同じく神近議員もお尋ねになりましたが、これはどうも補助金でいいのかなというふうには私は思います。例えば、茶業大会の補助金とか、茶品評会出品奨励金、これが今回も補正で計上されておりますが、これは立派なお茶を努力されて、そして賞をとられた方に対して与えられる報奨金だと思います。これを拡大解釈すれば、今回の運転の返納支援金にしてでも、やはり長年にわたって安全運転に努めてこられた、それで70歳以上になって自主的にそれを返還された、これはもうあくまでも報奨に値すると私は思います。そういった意味では、これひよっとすれば、今期中にくらっと、財政が回ってきて、これは補助金よりも報償費にすべきというようなことになりはしないかというふうに思いますが、その点、財政としての見解をお伺いしたい。

それから、今山口忠孝議員がお尋ねになった、この8,000円とした根拠というのは、これが500円やったら一遍に使ってもいいということです。例えば、8,000円を1回使えば1回しか使えない。障害者タクシーは500円券が12枚というのがあって、大体初乗り運賃ぐらいを補助するという事やったとですけど、むしろ、補助金の性格とすれば、そちらのほうが補助金としての対象になるんじゃないかな、1回500円ですよ、そのかわり16回使用できますよというのが補助金としては正確な解釈にはならないのか、そういった意味ではやはりこれは報償費とすべきと私は思いますが、その点、答弁をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

この補助金については、嬉野市補助金等交付規則によるということでございますけれども、この規則というのは全体的な補助金制度について定めておるものでありまして、今回の分につきましては要綱を制定いたします。この交付規則に基づいて要綱を定めますので、この要綱によって補助の交付をいたしたいと思っております。

それから、障害者の場合が500円ということでございますけれども、今回の8,000円というのが、その500円ということじゃなくて補助額として8,000円というのをまず考えております。

そういう中で使いやすいように、おつりがないもんですから、おつりは来ませんので、8,000円を500円ごとに区分して交付したほうが利用しやすいのではないかという判断のもとに区切っておるところです。

それから、予算科目につきましては、財政課のほうにお尋ねになっておりますので、以上で終わります。

○副議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

先ほどの御指摘の部分でございます。確かに補助金でとるか、報償費でとるか、この部分については非常に難しい部分がございます。なかなかこれは補助金だ、これは報償費だという部分でございます。ちょっと今即答というのは難しいかなというふうに思っております。茶業のほうでは報償費のほうで上げておりますけれども、この分について後で御返答申し上げるといってよろしいでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

この8,000円の根拠について、今担当課長は8,000円について利用しやすいように500円のタクシー券を16枚にしたというふうな答弁をいただきました。それで、この8,000円の根拠についてお尋ねします。

それから、さっきの財政課長の答弁については、私もそういうふうに思っています。もう一回しっかり研究をされて、特に1回きりの支援という意味もあって、これが例えば補助金であれば、そういう継続的な補助金とか、多分補助金の1回限りというのがあるのかなと私もちょっと疑問に思うとですけど、あればそれでもいいですけど、大体性格上は報償費とすべきと私は思いますが、その辺ちょっと研究をしてみてください。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

8,000円の根拠ということでございます。これ嬉野市で約1万円ということで額を決める際に、全国で実施をしておる団体の補助金額を見てみますと、やっぱりこればらつきがございまして、大体8,000円ぐらい、1万円ぐらいから、あるいはバスの無料券といったら幾らになるかわからないような金額になっておるわけですけども、あくまでもこれ交通安全対策の一環ということで1万円ぐらいということで設定をさせていただいております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

先ほど担当課長の説明の中で、民間のタクシー会社がこういうことを行っているというふうに言われましたが、これは嬉野市内ですか、そういうところでも実際民間のタクシー会社がやっておられるというような説明やったのでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

タクシー会社で割引制度を導入しておられるところは、武雄警察署管内、嬉野警察署管内、鹿島警察署管内、それから小城警察署管内であったと思います。ですから、ここの近隣は全てのタクシー会社の方が割引制度の導入をさせていただいているということになります。

以上です。（「嬉野警察はなかけんが」と呼ぶ者あり）実質それに含むということ。

○副議長（田口好秋君）

次に、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

私は、工事請負費のことで質問を出しておりまして、この分が放課後児童健全育成事業の分であります。先ほどこの分で大草野小学校の件につきましては債務負担行為ということで先ほど質問の中で説明を受けましたので、それは取り下げをいたします。

まず先に、この分は塩田地区の保育園を各小学校の教室を使って行いますということでありまして。ついては、教室をどのような形で使われるのかということと、この分を委託にしておられますけど、この工事請負先がどのような感じで決められるのか、その選定基準まで含めてお願いします。

あと、従来、この分は塩田町時代に当時の塩田町からの依頼で各保育園が実施していたものを、今回距離の問題とか安全性の問題で今度は小学校のほうに預かり場所を変えられるわけでありましてけれども、保護者並びに保育園側との御了解、御理解は得られているものかということを確認します。

それと、今後の指導員の確保はどのような基準で決められるのか、お尋ねいたします。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず、学校の教室を使うかということでございますけれども、学校の協力をいただきまして、放課後児童教室として提供をお願いするということで、学校側からも了解を得ておるところです。了解を得るに当たりましては、当然教育委員会のほうとも協議をさせていただいております。

次に、工事請負先の選定ということでございますが、これは指名競争入札によって工事業者の制定をさせていただきたいと思っております。

それから3番目に、今回の学校での運営について、保育園側、保護者に説明がされておるかということでございますが、まず保育園側の問題でございますけれども、従来、保育園のほうで運営を御協力いただいておりますが、今回は園側の事情によりまして、辞退したいということございまして、それを受けまして、学校で運営をしていこうということで検討をいたして、今回の工事費等の上程になっております。

それから、保護者につきましては、まだお話をいたしておりません。園側が辞退されたことを受けまして、今どういう形で引き続き放課後児童を運営していくかということで準備をいたしておりますので、準備ができ次第、保護者の方、利用者の方には御説明する必要があると思っております。来年2月、あるいは3月ぐらいまでには当然保護者の方にも御説明をする予定でおります。

4番目に、指導員の確保はどうするかというお尋ねでございますけれども、指導員につきましては、受託者が指導員を選定するようになりますので、市としてはそのところは介入はいたしません。あくまでも受託者の方が選んでもらうということですね。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

確認ですけれども、学校の教室をということであるんですけれども、いわゆる空き教室という分で受けていいものか、従来、この議会の中で空き教室は基本的にありませんということでありましたので、どういった形で教室を調整なさるのか、それを確認します。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

ここで空き教室ということをお話をいただいておりますが、学校のほうに御協力をお願いした際にもなかなか空き教室というのは、遊んでいる教室というのではないということで回答を受けておまして、しかし、そういう中にはありますが、放課後児童教室をぜひ実施したいということで、例えば、図工室をあけていただいたり、相談室をあけて工面していただい

ておるところです。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

放課後ですので、時間的には重なるかどうか私もわかりませんが、一つの教室を通常の日常での学校教室に使用して、その後に放課後教室をなさるものか、専用になさるものかの確認をします。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

放課後児童教室につきましては、国の補助もございまして、その条件といたしまして専用である必要があるということになります。ですから、併用してということとはできないということで、あくまでも放課後児童の専用教室ということで学校側からも御理解をいただきまして、御提供をいただいております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

2点質問したいと思います。1つ目が報酬、次が工事請負費なんですけれども、この報酬なんです、選定委員会、私としてはこれは条例化してちゃんとすべきじゃないのかなという気がしますが、この点について、条例化についてお尋ねをしたいという点ですね。

次に、指名型プロポーザル方式で決定をしたいというふうな御説明を聞いているわけなんですけれども、この選定の指名型プロポーザルというのは、どういう方々を指名してやるのかということで、再度内容について御説明をいただきたいと思います。

次に、工事請負費なんですけれども、これは出入り口を別に設けて、完全な独立した放課後教室専用の教室として利用されるものということで理解はいたしますが、そのあたりは完全に廊下でつながっている場合は廊下を遮断して一つの部屋として持って行って、別に入出口を設けるのか、あるいは室内の中での出入り口で設けるのかということで、いろいろ対応の仕方はあると思うんですよね。あくまでも学校管理から分離するとなると、外に向けた出入り口が必要であろうというふうに認識をしておるんですが、そのあたりの確認をしたいと思います。

工事請負費の中で、結局は谷所分校も今回上がっております。谷所分校は児童数が対象と

なる人数がどの程度いらっしゃるのかという点、あの分校の敷地内にこの放課後児童クラブの専用の部屋というものが確保できるのかなというふうな懸念を持ったものですから、分校のほうについての工事の概要についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

まず1点目が、選定委員会は条例化すべきでないかということでございます。プロポーザル方式を採用する場合、これ選定委員会となると市全体的なものになるわけでございますけれども、今回につきましてはプロポーザル要綱をつくりまして、その中で実施をするようにいたしております。

それから、2番目の指名型プロポーザル方式でございますけれども、嬉野市内にも放課後健全育成事業について受託をできる事業所というのが幾つかあるかと思われま。例えば、保育園、幼稚園、それから民間の放課後児童クラブがございますけれども、そういったところにお声をかけ、できたら指名をさせていただきたいというふうに考えます。市外から持ってくる方法もあるかと思いますが、地理的要件と地域性、その辺を判断いたしますと、嬉野市内で運営できる事業所がありましたら、そちらのほうでお願いをできればというふうに考えております。

それから、保育室の出入りにつきましてはですけれども、これは廊下等は遮断をいたします。それから、出入口につきましては、専用の出入口を設置いたします。当然出入口周辺の工事、それから照明関係についても今調査をして設計をいたすようになります。

それから、谷所分校の児童についてでございますけれども、谷所分校が1年生、2年生の2学年になります。今現在7名の児童さんがいらっしゃいます。その中で5名の方が放課後児童を利用されております。中でも1年生4人のうちお二人、2年生3人のうち全員3人が御利用をされておるところでございます。

それから、谷所分校の放課後の場所でございますけれども、講堂の奥のほうに図書室がございます。ここを御利用させていただきたいというふうに考えております。当然出入口についても裏手のほうから出入りできるような構造になっておりましたので、そちらのほうを活用したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

条例化につきましては、プロポーザル方式をするために要綱の中で定義したいということ

なんですが、これはここばかりじゃなくて、またほかにもいろんなところで聞きたいところがあるんですけども、1つだけこの条例の中でお尋ねしたい、ここだけでちょっとお尋ねしたいのが、地方自治法第138条の4というところですよ。この中で、結局は普通地方公共団体というのが審査会、あるいは調査会、その後いろんな諮問関係の機関を置くことができるというふうに書いてあるわけですよ。その中で、今度は203条というところに非常勤の監査委員とかその他の委員とか、いろんな審査会、審議会、調停、あるいは委員の構成委員とかいろいろあるんですけども、こういうことを置く場合は、これは報酬、費用弁償及び期末手当額、その後いろいろあるわけなんですけれども、こういうところをする場合は条例に定めなさいと地方自治法でうたっているんですけども、ここだけじゃなくて、いろんな嬉野市のほうにはこういうふうな委員会であるとか協議会であるとかありますので、これはこれで私一般質問かなんかでやろうかと思っているんですけども、これには抵触しないですよ。

とりあえず条例の分についてお尋ねをしたいのと、次の工事請負費の分で、市内の保育園、幼稚園、あるいは民間ということでおっしゃいましたので、基本的には市内のほうを持っていくと、しかしながら、あくまでも指名型ですよ。指名をしても、向こうが要は辞退をされるということが起きた場合、そうなった場合は市外まで入れた指名型というふうに理解をされているのか。あるいは、今幾つですかね、3保育園さんが今やられていますかね。3保育園さんの中で2つの方は指名型プロポーザルで了解を得たと、しかし、1つについてはもううちのほうではできないよと、ですから辞退させてくださいと言われたときには、要は2つの市内の保育園さんだけでやるのか、あるいは先ほど言ったように市外からでも呼んできてやるのか、あるいは嬉野町の中でやられている今の児童クラブの方々まで入れてやるのか、今度ルンビニさんが新しくやられますけれども、ルンビニさんを入れてやるのか、そのあたりを基本的な考えとしてどうなのか。

それから、谷所分校なんですけれども、講堂の奥の図書室を利用ということなんですけれども、そしたら図書室は現在利用されていないのかどうかですよ。もし利用されているのであれば、新たな図書室が必要になると思うんですよ。ですから、そのあたりについて現在の図書室の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

第1点目のお尋ねにつきましては、特別職の職員でありますので、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第2条で、別表の中でその他委員に該当するようになりますので、そちらの規則を改めさせていただくようになります。

それから、2点目の指名の辞退が発生した場合でございますけれども、今、塩田地区、嬉野地区双方で考えておりますが、例えば、一本にする方法も考えられるのではないかと思います。それから、最悪、嬉野市内にどなたも手を挙げていただけなかった場合がございます。これは市外から持ってくる方法と直営で運営する方法がございます。これについては、まだ指名の結果を見て判断をさせていただきたいというふうに考えます。

それから、谷所分校の図書館でございますけれども、これは学校側と協議する中で、図書室を学童教室として利用してもらっていいですよということでお話をいただいたところです。それで、大変申しわけございませんが、図書室の利用状況については把握をいたしておりません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

通常図書室として利用していると思いますが、放課後にどういうふうな活用状況にあるかというところまでは把握をしておりません。

谷所分校は低学年の1、2年生ですので、下校後はほとんど使わない状況ではあると思います。ですから、5時間目、1時以降とかはもうほとんど使わない状況にはなると思います。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

条例化とか市内については理解をいたしました。なるべく市内の方ができればやっていただいて、雇用につながっていけばいいなと思っております。

今、谷所分校について聞いたところなんですけれども、もし授業中に図書館を利用して、放課後以降は放課後の施設として利用するというのは併用になるんですね。先ほどの定義でいけば、あくまでも学校施設と、そして放課後施設は分離しますと、完全に分離しますということで今までおっしゃっていますし、私もそういうふうに理解しているんですよ。ですから、出入り口を別につくったにしても、結局併用利用であれば、それはおかしいんじゃないかなと思うんですよ。学校側から図書室を使っていいということであれば、先ほど1回目に言いましたように、図書室をどこかに移さなければいけないと思うんですよ。そうしなければ併用に当たると思うんですよ。そのあたりを明確に御答弁いただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

谷所分校、教室としては今現在既に使用されておりまして、余裕の場所というのは見当たりません。そういう中で、講堂がございまして、講堂の奥のほうが図書館ということになりますが、先ほど私のほうで併用することはできませんということで答弁をさせていただいておりますが、非常に検討する段階で悩んだのが、谷所分校の小学1年、2年生を本校の五町田小学校まで通わせることができるかというのも検討いたしたところです。しかし、分校ということであそこになっておりまして、約2キロほどございまして、それを放課後児童のみだけを通学させるというのは非常に厳しいものがあるんじゃないかということで判断をして、苦肉の策といたしまして、講堂の図書室を利用させていただくということで、図書室については今後また学校のほうと協議をさせていただいて、移設できるものであれば考えていく必要があるかと思っております。

以上です。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後3時12分 休憩

午後3時13分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

次に、山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

私も同じく民生費のところですけど、選定委員会の人選はどういうふうになっているのかを質問します。

また、先ほどから神近議員のほうから質問がっております谷所分校に関する事で、私もこの場所についてはちょっと狭いし、難しいところがあるんじゃないかなと危惧していましたので、先ほど課長のほうがお答えになりましたけど、本校のほうですね、五町田小にまともではどうかという質問を出していたんですけど、再度お願いします。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

1点目の選定委員会の人選ということでございますけれども、これは予算議決後に選定をさせていただきますが、今現在考えておるのは、内部的には副市長を筆頭といたしまして、福祉部長、学校教育部長、それから外部のほうからPTA関係者、それから放課後児童の保護者、それから教育委員会の方をお願いをしたいというふうに考えております。

次に、五町田小にまともではいいのではというお尋ねでございますけれども、谷所分校につ

きましては、分校ということで本校まで約2キロちょっとあるかと思います。それから、移動につきましては、谷所分校から市道茂手線を経由していく方法と県道鹿島嬉野線に行く方法がございまして、どちらも距離的には小学1、2年生の子どもに対しては結構あるんじゃないだろうか、交通安全の問題ですね。それから、雨天時等のこともありますので、分校のほうで実施をしたいというふうに考えております。

そういう中で、分校は御承知のとおり、先ほど神近議員からも御指摘をお受けしたところでございますけれども、場所というのが厳しいところはあります。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

質問に入る前に、ちょっと所管にお尋ねしたいのは、この1節の報酬と15節の工事請負費、これ事業の内容は全然違うものじゃないかなと今感じたんですけど、まずその辺をお伺いして、もしそういうことであれば、1節と15節は別々に質問したいと思いますが。（「別々のものです」と呼ぶ者あり）

別のものでしょう。そいぎ、私はこれ関連のものと思って、（「同じ事業ではあります。同じ放課後事業ではあります。一方は工事、一方は」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）ああ、いや、放課後児童クラブって、例えば公民館あたりを借りて囲碁教室とか、（「違う違う」「事業名です」と呼ぶ者あり）あっ、そいぎこれは関連でいいわけですね。じゃ関連して、お尋ねをします。

もうほとんど聞かれたので、ただ、通告をしております、先ほど答弁の中にもありましたが、保育園側から辞退の申し入れがあったと、それによって今回嬉野地区と同様、学校で放課後児童を行うということでありましたが、その保育園側から辞退をされたという何か理由があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、放課後児童クラブの運營業務の選定が、これ期中の9月にぽっと出てきたのは、これは次年度からのそういう選定の業務なのか。

それと、債務負担行為として議案第52号の第2条に上がっていますが、大体事業の内容から見れば、私はここで聞くのがいいのかなと思ひまして通告をしていたわけですが、この委託料というのが3年間ということで債務負担行為に上がっているわけですが、これは大体委託料というのは3年間でずっと今までもやっておられたのか、その点お尋ねをします。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今回辞退をされた理由でございますけれども、まず大きくは児童数が減ってきている現状にあることを踏まえまして、学校から園までの距離が各園とも大体2キロ前後でございます。そういう中で、交通事故への心配がございます。最近ですが、放課後クラブへ行く途中に交通事故に巻き込まれて死亡事故が発生をいたしております。そういうことも御心配をされたんじゃないかと思えます。

それから、保育園で子どもたちを預かった場合、園児と小学生、体格の差がございます。走り回って遊んでおりますが、ぶつかったりしたら、体格の差で保育園児が飛ばされる状況にあるということで、その辺も大変御心配をされておったところでは。

そういうことで、今回なかなか継続していくのは厳しい、保育園で運営していくのは厳しいということでお話をいただいております。

それから、9月で今回予算を上げておりますが、これにつきましては、この話を受けまして、平成25年度から新たな方法で運営をするために準備というのが必要になります。そういうことで、今回の補正予算におきまして工事費のお願いをして、25年度から実施ができる体制に持っていきたいというふうに考えます。

それから、3つ目が委託料についてでございますけれども、3年間、これ前回は3年間ということでお願いをいたしております。第2表の負担行為の4年ということで計上しておるのは、受託者を決定する行為、これも債務負担行為の中にも含まれるということで24年度から27年度までというふうなことで債務負担行為のほうは上げさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

距離が遠いとか体力の差があると。私も個人的に当初予算の説明の折にはいつも感じておりました。しかし、その中にはいろいろ理由があって、やはり保育園としてもこれは大きな事業でもありますし、言いかえれば一つの収入源でもあります。これはそれに見合う以上の人件費等もあるとでしょうけど、そういった意味で嬉野と同一の運営の仕方になれば、先ほど課長が言われた、これは受託者ですか、の一本化というのも当然考えると思えますが、そういう方法もあるというふうな答弁ですけれども、これ25年度から新たな運営として始めるについては、これはもう当初から一本化というような形で例えば選定なんかをされたらどうかと思えますが、その点いかがですか。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

当初から一本化、これ当然方法の一つとして考えて検討しております。ただ、地域性というのがあるかということで判断をいたしました。従来、塩田地区においては塩田の各保育園が運営をいただいて、地理的にも、それから状況的にも把握をされておるところです。また、嬉野地区は学童におかれまして、地域性、それから子どもたちをよく知っておるということでお願いをしてきた経緯がございます。ここで保育園側がなかなか厳しいということでお話をいただいておりますが、これあくまでも保育園で実施をした場合ということでございますので、今回改めて場所を学校で実施をさせていただくということで御提案をしたいと思っております。そういう中で実施をしていただける法人さんが、まだ出しておりませんが、どうかわかりませんが、地域性を十分反映できるように嬉野地区、塩田地区ということで今回までは——まではというより、今回は区分をさせていただいたところです。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それで、選定者の対象者が市内にない場合は市外、もしくは直営でということが答弁の中にありましたが、例えば、直営となれば、これ相当な費用がかかるのじゃないかなと思いますが、その辺も含めての答弁と、それから、ちょうど私、一般質問で地域コミュニティの協議会を轟・大野原校区の場合、轟小学校の空き教室の利用はできないかというような問いかけをしたときに、いや意外と空き教室はありませんというような教育委員会からの御答弁をいただいておりますが、そういった意味の、先ほど質問にもありましたが、ちゃんとした空き教室があるのか、あくまでも工事請負費ですから空き教室ありきの対応だと思いますが、その点のもう一回御答弁をいただきたいのと、それから、現在、谷所分校の子どもたちはどういうふうにしているのか、その点お尋ねしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

市内に受託者がいなかった場合、私が市外から、あるいは直営という方法がありますよということでお話をしておりますが、あくまでも私は市内の方でお願いをできればという強い希望を持っております。最悪の場合、市外あるいは直営というのも方法の一つとして考えられますよということになります。

それから、直営で運営した場合、当然担当職員を配置する必要がございます。それで、人件費等の負担、それから人員配置の負担が出てまいります。これ相当の額になるんじゃないかというふうに想定をいたしております。

それから、2番目でコミュニティで空き教室のお話が出てまいりましたが、今回、放課後児童の教室として御提供をいただくということでございますけれども、学校のほうはやっぱり空き教室というより教室をいろいろな方面で有効利用されております。相談室とか個別指導室とか、そういうことで活用されておる中で、放課後児童健全育成事業のために何とか御協力をいただいたということでございます。

それから、谷所分校の現況についてでございますけれども、現在ルンビニ保育園のほうに通っていただいております。距離的に大体1キロちょっとあるかと思えます。そちらのほうで御利用をされております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

これで第3款、民生費の質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで15時40分まで休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

○副議長（田口好秋君）

議事を再開します。

休憩前に引き続き議案質疑を行います。

歳出21ページ、4款、衛生費について質疑を行います。

第1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

まず、委託料の件については、すみません、わかりましたんで取り下げます。

負担金——よろしいですか。負担金のほうを質問させていただきます。

こちらの健康管理システムの改修の件ですけれども、ポリオへの切りかえということで聞いておりますが、このシステム改修に係ります全体の入札方法と嬉野市の負担案分の分をお聞きします。

○副議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後3時40分 休憩

午後3時41分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

山下議員、もう一回担当者に。

○4番（山下芳郎君）

保健衛生総務費の中の委託料ですけれども、1件は取り下げまして、もう一つの健康管理システム改修の件をお尋ねいたします。

この分がポリオへの切りかえに伴うところの改修費用でありまして、全体の入札方法と当市、嬉野市の負担案分をお聞きします。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

今回のポリオに係る予防接種法に伴います健康管理システムの改修は、経口ポリオワクチン接種が不活化ポリオワクチン接種になることと、さらに不活化ポリオワクチンと三種混合ワクチンが混合されて四種ワクチンになることに対応するものでございます。

現在、稼働する健康管理システムにポリオ法改正対応のパッケージソフトを導入するための作業を行います。

嬉野市と同じ行政システム株式会社の健康管理システムを導入している他の市町と共同してソフトを開発して導入するようなものではなく、パッケージソフトの導入でございますので、各市町とも単独で導入しますので、全額市の負担となります。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、他市含めてそれぞれあるんでしょうけれども、トータルでのシステムということじゃなしに、嬉野市は嬉野市でのパッケージを入れるということで理解してよろしいんでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

そうでございます。

○副議長（田口好秋君）

負担金、補助及び交付金については。（「それはありません」と呼ぶ者あり）ありませんね。

そしたら、次、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

まず1項目め、13の委託料の健康管理システム改修についてなんですけど、これは国が、要は生ポリオから不活化のポリオに変えたということなんですよね。これが国の制度によって

このように変わったということで、何で私はこの一般財源を出さなければいけないのかなと思うわけなんです。このあたりについて、国はこのシステム改修についてはどう考えていらっしゃるのかということ、これはあくまでもシステムを変えるわけなんですけれども、当初予算でシステム補修ということで146万7,000円の予算計上をされておりました。このことによって、システムの保守というものに関しては何ら変更はないのか。その点についてお聞きをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

財源についてお答えをいたします。

予防接種の定期接種につきましては、予防接種法第3条で市町村長が行わなければならないとされる種々の事務で、その費用は第21条において市町村の支弁とすると定められております。

また、財源につきましては、第24条で受診者より実費を徴収することができるかとされておりますけれども、受診者が経済的な理由により、その費用を負担することができないと認めるときには、この限りではないとされております。国は、低所得者世帯のみについて地方交付税で措置をしております。しかしながら、ほとんどの市区町村が全額公費負担としているのが実情でございます。

あと、システム改修でございますけれども、システム改修に伴う保守料の変更はございません。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

基本的に予防法の中で、あくまでも市町村が実務として行う以上は市町村が見なさいということなんでしょうけれども、このように途中で国が制度を変える以上は、私は国がそのあたりの財源については保障すべきだと思うわけですよ。これを変えることによる保守関係については、一般財源で各市町村が見ていくことについては別に異論はないわけなんですけれども、私としてはそういうふうに思います。

ですから、その点を担当課としてどう思っているのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

神近議員の財源に関する疑問は、私も全く同じでございます、今回、法改正をすること

で市町村の負担はどんとふえたわけですね。それで、私は国が勝手に法律を変えて、泣くのは末端の市町村だけだと思ってちょっと調べてみたんですけども、ことしの6月11日にネット上には不活化ポリオワクチンの導入及び予防接種制度見直しに関する緊急要望書というのが千葉県市長会、千葉県町村会の名前で、これは民主党の幹事長宛てに要望書が出されております。

こういうことであるならば、私はもう全国的な展開として、今後、定期化——まだ予防接種予定されているものがありますので、ぜひ全体で国に要望していくべきじゃないかなと思っております。

それで、これは最近見つけたので、後で市長にも言って、そういう運動をしていただきたいというふうに思っております。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

全く部長の答弁に賛同しますので、よろしく申し上げます。

続けて別、次の項目に移ってよろしいですかね。

次が、南部地区の小児科時間、これは利用者がどれぐらいいらっしゃるのかなど。これが結局は委託料の分については鹿島の医師会、負担金については武雄医師会というふうに2つの医師会のほうにもう分かれて今回払っていくということなんですけれども、嬉野市内からこの制度を使った利用者というのは何人いらっしゃるんですか。23年度、わかれば22年度もお教えいただきたいと思っております。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

武雄、杵島地区の嬉野市の利用者は、全体で1,243人中、嬉野市は57人の利用でございます。23年度分でございます。

同じく、鹿島、藤津地区は全体で176人で、嬉野市は29人で利用でございます。22年度はちょっと……（「はい、結構ですよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

全体の中でいくと、鹿島地区は結構全体の中では大きな比率と置いていいのかなと思っております。ただ、武雄地区の分については1,243人中57人ということで、嬉野市の市民の方の利用というのは、かなり少ないということで、このあたりの負担金関係も若干我々は見直しが必要

要じゃないのかなと思うんですよ。この南部地区の市町がお互いお金を出し合ってやっているということで理解はするものの、嬉野の方々が利用されている頻度が少ないのであれば、やはりそのあたり、負担金の計算上、そのあたりの利用料、利用人数まで含めた計算になっているということで理解はするものの、年間の中で武雄は57人しか利用されていないというのであれば、若干どうなのかなということが気になるんですけれども、このあたりの考え方は担当課としてどうなんでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

議員おっしゃるとおり、利用者は少ないと私も思いますけれども、子育て世代における小児医療に対する要請といいますか、やっぱり人数が少なくっても、やはり市民の安心・安全のためには、やはりそれはこれからも必要じゃないかと思います。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

いや、それじゃなくて。いや、もうよか。3回目行きます。

私が言いたいのは、制度そのものを否定しているんじゃないんですよ。要は、先ほど言われたように1,243人中、嬉野地区としては57人の方しか利用していないんですよね、23年度。そうなったときに、要は、これは負担金の項目になると思うんですよ。ですよ。だから、負担金を払うその根拠というものはわかるんですよね。構成市町の、結局、人口割でありますとか、そういうものでやられているんですけれども、こういうふうが少ないのであれば、もうちょっと負担金の考え方というのが変わっていいんじゃないかなと、全体の中で若干これだけですので、鹿島地区の委託料に関しましては162名中29人ですか、ウエートの大きいのでそう感じないんですけれども、負担金について余りにもちょっとどうなのかなという気がしたもんですから、この負担金の計算の——計算といいますか、負担金の金額の考え方についてお尋ねをしているんですが。

○副議長（田口好秋君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

お答えをいたします。

たまたま市長がこの会議に欠席でございましたので、代理で私も決算報告の会議に出ました。議会からは梶原議員が出席していただいて、この報告を受けたわけですがけれども、この会議が終わってから梶原議員とも、また追加して去年の分を払わんといかんということに関

しては、2人とも、もう少しどうにかならないかなという話は武雄庁舎の裏側でいたしました。

それで、根本的に計算方法をどうするのかということについては、今後の考え方の問題だと思いますので、会議に出る担当のほうにはそういうことはお話をしておきたいと思います。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、1目、保健衛生総務費、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

何かもう副島君やめてくれというようなことですが、しかし、一応通告を出していますので、かなりダブると思いますので、3点通告を出しておりますが、ちょっと説明が複雑になるとと思いますので、まず1番目の委託料と負担金の両方に計上されている理由をまず1点お伺いしたいと思います。それと、前年度の精算金の追加なのか、その辺も含めて。

○副議長（田口好秋君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

委託料と負担金に分けておりますのは、武雄市の分が負担金で鹿島市にお支払いする分が鹿島市といいますか、鹿島藤津地区医師会と委託契約をしてお支払いするのが委託料というふうに分かれております。

武雄市は、武雄市長への負担金ということになります。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

これが今年度の当初で82万6,000円の委託料、それから、19節の負担金が98万8,000円ということですが、これからいけば——ちょうど私も資料がなくて、前年度の当初予算がわからなかったわけですが、例えば、これはもう今年度の予算には加味してあるのか。またこれが終了後、こういう精算金が来るのか。ただ、その辺の利用の頻度によつての、当然精算金ですから、そういった意味ではわかりますが、それにしても、例えばことしの当初予算の委託料が82万6,000円で、前年度の精算金の36万1,000円というのは、ちょっとこれは何というんですか、当初の積算あたりはどういうふうにされているのかなというふうにも思いますので。

それと先ほど23年度が57人と29人ということでありましたが、やはり増額になったとすれば、当初の予定よりも何人ぐらい増加になったのか。例えば、利用者に対する委託料であり負担金であるというふうに思いますが、その辺をあわせてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

先ほど答弁がちょっと少なかったようですけれども、昨年度分の今年度精算ということでお願いをしております。

当初にわからないのは、先ほど申しあげましたように5月の会議で報告があつて、昨年度精算としてことしお願いしますということでもありますので、補正でお願いするというですけれども、報告のあつた一覧表から見ると、当初予算で予定した割合というのがあります。それと人口割等は固定していますが、その実績割合が変わるわけですね。ですから、それに伴って全体の歳出から割り返してあるわけですが、決算の全体額も少し変わっておりますので。（「多くなっているわけ」と呼ぶ者あり）多くなっているのと少なくなっているのとあります。武雄地区は469万円ほど全体としては少なくなっています。それで、鹿島のほうは43万円ほど多くなっていますけれども、そういう総額の変更もあつて、パーセントの変更もあつて負担金が生産をされています。

課長が人数を答えます。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

武雄地区でございますけれども、嬉野市が22年実績で27名でございます。それで、実績が57名でございます。

あと鹿島地区ですけれども、嬉野が22年が13名、あと実績で29名となっております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

今の答弁から見れば倍以上の利用者があると。とすれば、これぐらいの精算金はやむを得ないかなというふうに思います。それだけ利用が当初の予定よりも多くなったというところで、わかりました。

それで、3問目が火曜日と水曜日が鹿島藤津の医師会に委託をしてある。そのうちに火曜日は在宅当番医にしてありますね、多分。市の資料を見れば。この辺何か理由があるのかです。そういった場合、当番医になれば、例えば、時間外の子どもクリニックだったら大体場所もぱっとわかりますが、在宅の当番医だったら毎週火曜日はそれぞれ先生方がかわられるので、それはホームページを見ればわかるんですけれども、とっさの子どもたちの急病のときにその辺がどうされているのか、その辺もあわせて、火曜日の在宅医になった理由と緊

急時の場合の場所の確認ですね、その辺の方法をお尋ねします。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

鹿島地区は、火曜日が今議員おっしゃるとおり輪番制の在宅当番医療ということになっております。

これは輪番制でございますので、鹿島地区の医師会でそれは決められておられます。緊急時といたしますか、やはり輪番制でございますので、都合の悪い日があれば前もって市のほうにも連絡が来ますし、そのあたりにはかわりの病院があろうかと思えます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

その理由はわからんとですね、火曜日が輪番制になった。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

武雄市が実施日が日、月、水、金、土でございますので、その鹿島地区が火曜日と水曜日がするということになりました。それが理由でございます。

○副議長（田口好秋君）

よろしいですか。

次に、改めまして2目、健康増進費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、こちらの健康総合計画の策定業務の件ですけれども、今回、入札減ということ、500万円を超える大きな金額が入札減になっていることはよろしいんですけれども、まずこの分の入札減になった経緯の分、入札方法、また何社が入札があったのか、制度そのものが変わったのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えします。

この入札減の理由でございますけれども、当初、当初予算ではうちのほうではプロポーザル方式によって委託業者を選定するというにしておりましたけれども、指名審査委員会におきまして、プロポーザル方式よりも指名競争入札を実施したほうが予算を抑えることができるんじゃないかということと、あとの予定価格の段階で価格を絞りまして、競争入札でさらに落ちたというのが理由でございます。

あと、入札の参加業者でございますけれども、4業者でございます。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

内容はわかったんですが、当初プロポーザルで予定されていたのを指名競争入札に変えられた指名審査委員会からの指導といたしますか、そういう形に変えられたというふうに理解していいわけですか。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

そうでございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

指名審査委員会は副市長ですかね。

○副議長（田口好秋君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

指名審査委員会のこれにつきましては、2種の2号になりますので、委員長は私になっております。

それで、業務の内容を見ましたときに、これはプロポーザルよりも指名審査のほうが市としましては有利ではないかと、業務の内容を見たところで協議をいたしまして、それで指名審査ということで決定をしたわけでございます。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

今回、先ほどの税務のほうのシステムの問題、今回これ。それとこれは所管になるんですが、ふれあい交流館、お茶の交流館ですね、等で非常に大きな入札減というのがあってるわけですよ。

そういう中で、当初予算の段階で説明を受けるときには、やはり専門的なことなので、専門的なそういう業者の方へプロポーザルという形をしてやらないとというふうな説明を受けるわけですよ。ですね。そういう中で、今回あえてこういうふうな競争入札をされて、それが業務内容を見たところ、審査委員会を見たところ、これは指名入札でできるという判断でこういうふうになった、総務部長を褒めるべきなんですかね。

ですから、それじゃ今までの——要するにこういう基本構想とか、こういう委託業務の中で、今まで支払ってきたのは何だったのかなというふうな気がしてならないわけですよ。今回こういうふうなことが出てきて、よかったのかな、どうなのかってそこら辺は担当として、これはもう絶対やらなければいけない——プロポーザルでないといけないもの、あるいは指名入札でいいものという、そこら辺の判断というところが非常に難しいかなというふうには思うわけですが、そこら辺、今後どのように対応していかれようと思っておられるのか、最後にそこだけ。

○副議長（田口好秋君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

今回のこの入札に関しましては、指名委員会るとき私のほうからプロポーザル方式でなくていいというふうに申し上げました。それは、もうこれは2次の改定の計画になります。1次の計画がありますので、それをもとに次の計画をつくるという内容、条件ですので、それは全く新しいものをつくるのとは違うから指名のほうの方がより安くなるだろうということで申し上げました。

そして、もともとの金額についても、ちょっと大きいなという意識が私にもありましたので、ぜひ少しは抑えたいということも思っておりましたので、そのようお願いをしたんですけども、結果としては500万円を超える入札も1件はあっております。ただ、その中でやっぱり落札したい業者が低く札入れをしますと、そういう意味では、結果としてよかったというふうに思っております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

健康総合計画策定業務については、もう既に3点私は通告書を出しております。

1項目について、とにかく当初予算の34%という非常に入札減になっているということは、

ただいまプロポーザル方式から指名競争入札への変更があったと、それについては福祉部長がみずからプロポーザルよりも、もう2次の計画であるので、指名競争入札のほうが有利であるというような申し入れがあって、総務部長が委員長としてそういうふうな結果になったということは理解できました。

2番目に、市健康総合計画、これは平成20年度から24年度の5年間の計画でありまして、これが24年度の終了年度、今年度で終了しますから、来年度から新たに、25年度から29年度にかけての市の健康総合計画であると、その作成でありまして、この中には生涯を通じて健康で生き生き暮らせる福祉のまちづくりの手引書ともなる事業であり、当初の目的を達成できる計画書ということで、当初予算の説明にもありました。

それで、3項目に書いております、これと同時に市食育推進計画と一緒に作成するというような説明もあります。

このような関係で、これはひょっとすれば大きな積算ミスじゃないかなと。例えば、当初、健康の総合計画と食育推進の計画、両方合わせた計画で当初の予算が上がっていたんじゃないかなと思っています。それが、大きな変更があって、市の食育推進計画というのが削除されたのかなというふうにも私は思うわけです。特に最近ホームページ等でお茶を活用した食育の推進ということで、非常に栄養士さんあたりも力を入れてPRをされておりますが、こういった、もう通告書の1番は結構ですので、2番、3番について説明をお願いします。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

お答えをいたします。

今回、総合計画は別々じゃなくて、第2次は一緒につくります。

それで、当初の目的を達成する計画書が出ると思うかということでございますけれども、委託契約締結後に業者と打ち合わせをいたしまして、業務工程を示してもらって、現在策定の作業中でございます。

今現在、工程どおりに進行している状況でございまして、受託された業者の方は「健康日本21」「健やか親子21」などの国の基本方針に精通された業者でございますので、嬉野市の独自の計画を踏まえて業務をしてもらうということでもあります。

また、市民のアンケート調査や団体のヒアリング調査は既に終了をしております。調査結果報告も届いておりますけれども、問題なく作成をしております。こちらの要望や指示に対しても、迅速に、かつ適切に対処をしてもらっております。今後も順調に進んでいくと思っております。

以上でございます。

○副議長（田口好秋君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、ちょっと私も個人的にですけど、大きく懸念をしているわけですが、これはあくまでも計画どおり、市食育推進計画も含めた総合計画ができると理解していいわけですね。

例えば、年度終了後、不足額が生じたとか、そういうのはもう絶対ありませんね。その辺を確認したいと思います。

○副議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（西田 茂君）

一応、仕様書に基づいて入札をしておりますので、そういうことは生じないと思っております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで第4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、歳出22ページ、第5款、労働費について質疑を行います。

第1項、労働諸費、1目、労働諸費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、労働諸費の分の委託料についてお尋ねいたします。

この分の重点分野雇用創出事業についてですが、これは国の10分の10の事業であります、説明書もあります。具体的なわかりやすい形で説明をいただきたいということと、この分の委託先、もしくは選定基準等がわかっておりましたらお示してください。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

委託先と採用の基準ということでございますが、委託先につきましては、この議決後、今後、募集を行う予定でございます。

前回はNPO法人に委託をした経緯はあります。また、採用の基準につきましては、委託先は採用することになりますが、委託を依頼するときには、特に採用基準を設けるということは考えておりませんが、教員免許等を持っている方や支援員等、そういった経験がある方は好ましいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

山下議員。

○4番（山下芳郎君）

事業内容の説明はありますが、ちょっとわかりづらい点がありますので、具体的なわかりやすい形の説明がいただけましたらと思っております。と同時に、もう一つですけれども、これは1年間の緊急雇用的なものであろうかと思いますが、これは9月の補正で上がっておりますが、当初では計上できなかったものか、お尋ねいたします。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

今回、県のこの分納基金が余っているということがあって、9月に募集があって、それに応募したところがございます。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

学校教育課長。

○学校教育課長（神近博彦君）

具体的な指導の内容でございますが、通常学級に在籍する集団不適應児童、あるいは特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、基本的な生活習慣の定着、あるいは集団への適用を図るための個別指導、教科の取り出し指導、そういったところの支援を行い、基本的知識や技能の習得を図るということを目的として行います。（「承知いたしました」と呼ぶ者あり）

○副議長（田口好秋君）

次に、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

同じく委託料のとこなんですけれども、委託先はまだ決めていらっしゃらないということなんですけれども、去年がNPO法人ということですが、あと、そしたらほかに委託先として考えられる、そういうふうな団体、あるいは派遣会社とか、そういうところがあるのかどうかという点を再度お尋ねしたい点と、これが単独事業のほうでもあるわけですよね。この中で考えると、市単独分は報酬で月額14万円と、あと社会保険料となっておるんですけれども、これが委託となった場合、326万1,000円を3名で割って、11月、3月までと割ったときに、ここで賃金といいますか、報酬の差が若干出てまいりますが、同じ業務ということであったときに、要はこの違いに関して問題は生じないのかなという気がしてなりません、この2点についてどうなんでしょうか。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに、NPOか派遣会社のほうは、今後そういったところをお願いをしていきたいというふうに考えております。

あとの委託——直営と委託ということになっておりますが、今回報酬は15万円で委託をする予定でございます。

これにつきましては、勤務時間が直接の非常勤嘱託職員につきましては1日6時間、週の30時間ということで考えておりますが、今回委託につきましては、1日8時間、週の40時間ということで考えております。

直営と委託の内訳なんですけれども、委託になりますと人件費と社会保険料等の諸経費が20%加算をされております。それと、あとは消費税の分がプラスになった分が委託料ということで積算をしております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

そのあたりですね、結局一緒に働いている方で、要は今おっしゃる直営の分、勤務時間の6時間とか8時間の時間的差というものがあって、そのあたりで最終的には月額報酬関係が違うということで、ちゃんとなっておけばいいんですけれども、そのあたりで個人的に同じ業務をやって、同じ形態で報酬が違うとかというときに、トラブルが生じなければいいなと思っておりましたものですから、このあたりで委託をされた場合と、当初で結局雇われたときの方と、そのあたりのちゃんとした報酬の違いというものについては十分御説明をしていただいて、お互いの中で、結局、疑心暗鬼といいますか、職務に支障を来さないように、特にやはり先ほどから何度も言いますように、一緒に業務をするわけですので、そういうことでお願いをしたいと思います。

それから、資格については経験とか教員免許というふうなことでおっしゃいました。それが一応基本だと思うんですけれども、あくまでもこれは教育的な補助の人員ですので、できれば教員免許を最低でも持っていらっしゃるということだけは、やはり一つの採用基準に確実にしていただきたいと思います。

○副議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

賃金、報酬の差なんですけれども、このことにつきましては、採用のときに条件等は明確に説明して了解をいただいているというふうに考えております。

また、あとの採用の基準なんですけれども、できればそういった人も基準の中に、委託先のほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

神近議員の質問で納得をしましたので、取り下げます。

○副議長（田口好秋君）

これで第5款、労働費の質疑を終わります。

次に、歳出23、24ページの（「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

午後4時22分 休憩

午後4時23分 再開

○副議長（田口好秋君）

再開します。

お諮りします。議案審議の途中でございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。どうもお疲れさんでした。

午後4時23分 延会